

平成30年第1回鹿追町議会定例会会議録

1 議事日程第 1号

日時 平成30年 3月 7日（水曜日） 午前10時00分 開 議

場所 鹿追町議会議場

- | | | |
|-------|---------|---|
| 日程 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程 2 | | 会期の決定について |
| 日程 3 | | 諸般の報告 |
| 日程 4 | | 行政報告 |
| 日程 5 | | 町政執行方針 |
| 日程 6 | | 教育行政執行方針 |
| 日程 7 | 議案第 4号 | 鹿追町交流センターみないる条例の制定について |
| 日程 8 | 議案第 5号 | 鹿追町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について |
| 日程 9 | 議案第 6号 | 鹿追町小規模企業振興基本条例の制定について |
| 日程 10 | 議案第 7号 | 鹿追町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 11 | 議案第 8号 | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 12 | 議案第 9号 | 特別勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 13 | 議案第 10号 | 鹿追町税外諸収入金の徴収に関する条例及び鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 14 | 議案第 11号 | 鹿追町定住促進住宅建設奨励に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 15 | 議案第 12号 | 鹿追町賃貸住宅建設促進事業助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 16 | 議案第 13号 | 鹿追町民間賃貸住宅家賃助成に関する条例の一部を |

改正する条例の制定について

- 日程 1 7 議案第 1 4 号 鹿追町国民健康保険事業基金条例及び鹿追町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程 1 8 議案第 1 5 号 鹿追町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程 1 9 議案第 1 6 号 鹿追町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程 2 0 議案第 1 7 号 平成 2 9 年度鹿追町一般会計補正予算（第 1 1 号）について
- 日程 2 1 議案第 1 8 号 平成 2 9 年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）について
- 日程 2 2 議案第 1 9 号 平成 2 9 年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 2 号）について
- 日程 2 3 議案第 2 0 号 平成 2 9 年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算（第 5 号）について
- 日程 2 4 議案第 2 1 号 平成 2 9 年度鹿追町下水道特別会計補正予算（第 6 号）について
- 日程 2 5 議案第 2 2 号 平成 2 9 年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）について
- 日程 2 6 議案第 2 3 号 平成 2 9 年度鹿追町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程 2 7 議案第 2 4 号 平成 3 0 年度鹿追町一般会計予算について
- 日程 2 8 議案第 2 5 号 平成 3 0 年度鹿追町国民健康保険特別会計予算について
- 日程 2 9 議案第 2 6 号 平成 3 0 年度鹿追町国民健康保険病院事業会計予算について
- 日程 3 0 議案第 2 7 号 平成 3 0 年度鹿追町簡易水道特別会計予算について
- 日程 3 1 議案第 2 8 号 平成 3 0 年度鹿追町下水道特別会計予算について
- 日程 3 2 議案第 2 9 号 平成 3 0 年度鹿追町介護保険特別会計予算について
- 日程 3 3 議案第 3 0 号 平成 3 0 年度鹿追町後期高齢者医療特別会計予算に

ついて

- 日程 34 議案第 31号 公の施設の指定管理者の指定について
日程 35 議案第 32号 鹿追町道路線の認定について
日程 36 議案第 33号 鹿追町道路線の認定について

2 本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

3 出席議員（11名）

- | | | |
|-------------|-------------|------------|
| 1番 山口 優子議員 | 2番 武藤 敦則議員 | 3番 畑 久雄議員 |
| 4番 台蔵 征一議員 | 5番 加納 茂議員 | 6番 上嶋 和志議員 |
| 7番 川染 洋議員 | 8番 狩野 正雄議員 | 9番 吉田 稔議員 |
| 10番 安藤 幹夫議員 | 11番 埴淵 賢治議員 | |

4 欠席議員（なし）

5 本会議に説明のため出席したもの

- | | |
|----------|-------|
| 町 長 | 吉田 弘志 |
| 農業委員会会長 | 菊池 輝夫 |
| 教育委員会教育長 | 大井 和行 |
| 代表監査委員 | 野村 英雄 |

6 町長の委任を受けて説明のため出席したもの

- | | |
|--------|-------|
| 副 町 長 | 松本 新吾 |
| 総務課長 | 喜井 知己 |
| 企画財政課長 | 渡辺 雅人 |
| 町民課長 | 島 かおる |
| 農業振興課長 | 菅原 義正 |
| 建設水道課長 | 櫻庭 力 |
| 商工観光課長 | |

兼ジオパーク推進室長	黒井敦志
福祉課長	佐々木康人
瓜幕支所長	津田祐治
病院事務長	菊池光浩
子育てスマイル課長	松井裕二
消防署長補佐	桑折琢也
会計管理者	葛西浩二
総務課総務係長	武者正人
企画財政課長補佐兼財政係長	佐藤裕之

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席したもの

学校教育課長	草野礼行
社会教育課長	浅野悦伸

8 農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席したもの

事務局長	檜山敏行
------	------

9 議会事務局職員出席者

事務局長	坂井克巳
書記	高瀬俊一

平成30年 3月 7日（水曜日）午前10時00分 開議

○議長（埴淵賢治）

ただ今から平成30年第1回鹿追町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

日程1 会議録署名議員の指名

○議長（埴淵賢治）

日程1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により7番、川染洋議員、8番、狩野正雄議員を指名いたします。ここでご報告をいたします。内海消防署長から本日の会議を欠席する旨の届出がありました。代わって桑折消防署長補佐が出席をいたしております。以上で報告を終わります。

日程2 会期の決定について

○議長（埴淵賢治）

日程2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月22日までの12日間としたいと思います。ご異議ありませんか。3月22日までの16日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。会期は本日から3月22日までの16日間と決定しました。

日程3 諸般の報告

○議長（埴淵賢治）

日程3、諸般の報告を行います。議長としての報告事項はお手元に配布のとおりであります。内容をご覧の上ご了承願います。次に監査委員から平成29年11月分、12月分、平成30年1月分の出納検査報告書が提出されました。その写しをお手元に配布してありますのでご参照ください。これで諸般の報告を終わります。

日程4 行政報告

○議長（埴淵賢治）

日程4、行政報告を行います。吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

平成30年第1回鹿追町議会定例会が開催をされるにあたりまして、行政の諸般につい

てご報告を申し上げます。2月25日、瓜幕公民館分館におきまして第32回目の地域芸能発表会が盛大に開催されたところであります。地域の方、230名相当の方が集まって日ごろの文化関係、作品展示会、加えて芸能発表ということで素晴らしい一日を送られていたわけでありまして。こうした地域活動が地域の文化を高めお互いの連携交流の下で地域がさらに発展をしていただければというふうに考えるものであります。2月26日、北海道家畜バイオガスプラント事業推進協議会総会が札幌で開催をされました。これは私が会長ということでの招集であったわけでありましてけれども、30年の事業計画、そして予算について検討をしたわけでありまして。今、家畜バイオガスプラントの状況につきましては昨日でしたか、北海道新聞の情報でもいろいろな道内におけるこうした活動について事業状況の実施状況についてご紹介がございましたけれども、だんだんとふん尿の適正処理という観点からの取り組み、加えてガスによる発電による収入を見込んでの酪農の振興に寄与していくこと、そういう視点での取り組みが増えてきているところであります。今後本協議会としては、さらに道内の個人あるいは自治体の行なっているプラント関係者の集合体を強化をして、国あるいは今のFITの認定をしている検査、あるいは電力を買い取っている北海道電力に対しての働きかけ、こうしたことについてさらに強めていく必要があるというふうに考えているところであります。3月の6日、昨日でありますけれども、陸上自衛隊北部方面総監を囲む会ということで、関係者そして方面の幹部の方がお集まりになって田浦正人総監に対しての囲む会を行なったところであります。その際ですれ田浦総監からは、然別演習場を含めて鹿追駐屯地のことについても大きな関心を持っているし、自分も戦車出身ということで鹿追の部隊をしっかりと守っていくというお話がございました。そして近い将来、この鹿追にはぜひとも訪れたいというお話をいただいておりますので、その時期等々については関係の皆さんがたと協議をして決めてですねおいでの際についてはご講演をいただくという段取りもしていきたいというふうに考えています。以上、行政報告に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（埴淵賢治）

これで行政報告を終わります。

日程5 町政執行方針

○議長（埴淵賢治）

日程5、町政執行方針を行います。吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

平成30年第1回鹿追町議会定例会が開催されるにあたりまして、町政の執行の方針を申し上げます。平成29年度は本町の基幹産業である農業生産額は史上最高記録を更新し、加えて観光、教育を3本の柱とした「生きて生きるまちづくり」は順調に展開をされ、懸案でありましたジオパークも関係者の努力により再認定の栄誉を得ることができたのであります。これも町議会議員各位をはじめ各機関、町民の皆さまの鹿追町に対する限りなく深い郷土愛に培われた結果と衷心から感謝と敬意を表するものであります。さて、開けて今年、世界平和の祭典でありますオリンピックがピョンチャンにおいて開催され、日本を代表する選手の大いなる活躍が私たちに勇気と希望を与えてくれました。さらに北海道命名150年という記念すべき年ではありますが、2020年には開町100年を迎える鹿追町は近未来の地方自治体のあり方を踏まえ、今こそ6,000町民の英知を結集したまちづくりにまい進しなければならないと考えるものであります。本町が今取り組んでいるバイオガス事業、メタンガスの水素事業、また、環境省モデル事業による地域未利用エネルギーを活用した中低温熱源及び自営線ネットワーク形成事業等、これらを最大活用し基幹産業の農業を安定成長産業として振興を図りつつ本町の経済成長を促し、ひいては充実した「子育て」や「教育」環境の実現を図り、真の福祉社会を形成することを目指していかなければならないと思うのであります。平成30年度予算は限られた財源を駆使し、多くの町民ニーズに応えようとするものであります。ご審議を賜り決議をいただきますようお願いする次第であります。

以下諸般について申し上げます。当初予算及び財政状況について申し上げます。予算の規模は、一般会計が66億1,100万円で前年度比1.3%、8,500万円の増となり、6特別会計を加えた全会計の総額は91億7,600万円で、同1.4%、1億3,400万円の減となっております。歳入は、農業所得の伸びにより「町税」で前年度比8.5%増の8億2,600万円を計上しましたが、地財計画に基づき地方交付税は同2.3%減の、25億2,000万円と見込んだところであります。国庫支出金は同16.6%減の、3億2,000万円を計上、ふるさと納税の減少を受け、寄附金で同33.3%減の、1億2,000万円、繰入金は償還金への充当を含め同21.6%増の、5億4,500万円と見込み、町債は、認定こども園の建設に伴い、同26.3%増の、5億4,600万円を計上したところであります。対する歳出は、工事請負費で1億4,000万円を超える増に加え、瓜幕バイオガスプラント整備事業をはじめとする平成26年度借入債の元金償還が始まることにより公債費も1億円を超える増となりましたが、美蔓貯水池周辺整

備事業で5, 200万円の減、スクールバス外3台の車両更新や、学校へのタブレットパソコン導入が終了し、備品購入費で1億4, 100万の減となるなど、全体としては8, 500万円の増となったところであります。本町の財政状況は、健全性を維持しておりますけれども、経常収支比率につきましては、前年度比2. 2ポイント増の79. 5%となりました。しかし管内市町村も同様の状態が大方を占めている中、本町においては比率においては少ないほうというふうに考えているところであります。また、財政健全化法に基づく平成28年度の実質公債費比率は、前年度比0. 4ポイント増の8. 0%、将来負担比率は同10. 6ポイント増のマイナス8. 6%であります。今後におきましても、健全性を維持しながら、計画的で効率的な財政運営に努めてまいり所存であります。

次にまちづくり関係について申し上げます。本町は、第6期総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、本町ならではの地域特性を踏まえ、農業・観光・教育の3本柱に福祉・医療などの枝葉を広げつつ、地域活性化の方策を講じてまいります。環境に配慮したまちづくりを推進をする本町において、さらなる再生可能エネルギーの導入・活用を目指し、役場庁舎を中心とする公共施設エリアに太陽光発電及び地中熱を活用したエネルギーシステムの導入を進めてまいります。地方創生関連事業では、3年目となる「バイオガスプラント余剰熱を利用したハウス野菜栽培事業」と「自然体験留学・英語教育推進による移住・定住促進事業」により、平成29年度完成をしたビニールハウスを拠点とした新たな産業及び雇用の創出、同じく親子留学用住宅を拠点とする移住・定住施策を推進してまいります。国際交流では、町内遊休施設を活用した交流施設の整備や、鹿追町・ストニイプレイン町住民長期滞在体験事業などによりさらなる国際交流促進を図ってまいります。陸上自衛隊鹿追駐屯地維持拡充につきましては、隊員の充足と住環境の整備等、議会、関係団体、町民皆さま及び警備地区のご理解とご協力をいただきながら強く運動を進めてまいります。都市と農村の交流事業では、東京都台東区との間で結ばれた「産業」及び「環境」における連携協定に基づき、「ふるさと交流ショップ台東」への出店や町内小学生の台東区派遣事業などを通して、さらなる友好連携交流を進めてまいります。また、平成29年度創設いたしました「地域のつながり活動助成制度」により、行政区による活発な地域活動を促進し、「互助・共助」による住民相互の連帯感などの醸成により地域住民自らの意思で自主的に取り組む「地域自治の力」を育み、暮らしやすい地域づくりを進めてまいります。鹿追高等学校の看護科誘致につきましては、地方における看護師不足を少しでも解消し、地域医療を守り続けるために、地域で人材を育成することが極めて重要であ

ることから、引き続き粘り強く実現に向けて運動を展開してまいります。行財政改革につきましては、住民ニーズが多様化・複雑化する中で、効果的、効率的な行財政運営を進めるため、行政自身のスリム化・公共料金の見直し等を進めてまいります。

町民課関係について申し上げます。町税につきましては、町民皆さまの深いご理解の下、高い収納率を維持しております。安心して暮らせる社会を支えるために必要不可欠な対価である税につきましては、さらに理解を求め、公正・公平を図り、納税を推進してまいります。防災・防犯・交通安全関係につきましては、町民皆さまが悲惨な事故・事件に遭遇せず、平和な日々を送ることができるよう、地域住民のご協力をいただきながら、関係機関との連携を図り、安心安全なまちづくりを推進してまいります。生活環境関係では、最終処分場の満了期間が迫っており、今後新たな処理方法として広域共同処理を選択することから、町民皆さまへの理解と協力を求めるとともに、混乱等が生じないように、計画的に事業を進めてまいりたいと考えております。戸籍窓口関係につきましては、法令遵守の下、適正事務処理を行うとともに、年金相談等、親切・丁寧な対応を心掛け、信頼される窓口事務を進めてまいります。

瓜幕支所関係について申し上げます。瓜幕地区の振興につきましては、ウリマックホールを核としたライディングパーク、道の駅うりまく、うりまく夢創造館等の施設を活用しての自治活動やサークル活動、また各種体験、イベント等により有効活用及び利用の促進を図ってまいります。国道274号整備につきましては、全区間の早期完成を目指し、国への要望活動をさらに展開してまいります。

農業関係について申し上げます。平成29年度の本町農業は、天候にも恵まれ、多くの作物で平年収量を上回る結果となりました。また生乳生産量も2年連続11万トンを超え、農業生産額は史上最高額である、233億900万円となりました。このような結果を出された、農業者の皆さまのご努力と、関係機関のご尽力に改めて敬意と感謝を申し上げる次第であります。また町が進めてきました国営、道営による農業基盤整備事業や町営牧場の整備、各種補助事業の導入などについては引き続き実施してまいります。しかし、農業を取り巻く環境は、アメリカを除く環太平洋連携協定TPPと日欧EPAが大筋合意に至り、今後の状況は不透明であります。これらの情勢に関わらず、国際競争を見据えた足腰の強い農業の確立に努めてまいります。農政、畜産関係では、国内農業の体質強化に向け、国の予算が重点配分されており、国、道及び関係機関・団体と連携をとりながら、迅速な対応を図ってまいります。またJAと連携した農業支援の継続と経営の安定化、競争

力強化の取り組みを推進してまいります。町営牧場では、草地更新を行い、引き続き生乳生産の増産体制を支援してまいります。中鹿追及び瓜幕バイオガспラントにつきましては、安定かつ適正な運営とともに、瓜幕バイオガспラント余剰熱利用施設においても、野菜の栽培を行い町内に供給してまいる所存であります。また、中鹿追バイオガспラントで進められている環境省による水素サプライチェーン実証事業についても引き続き協力していきたいと考えております。また、干しいもをはじめとする農業の6次産業化を推進し、加工品の生産販売に取り組んでまいります。新規就農・労働力対策につきましては、町、農業委員会、JA等関係機関による検討・協議を引き続き進めてまいりますけれども、この方針等についてはできる限り早い時期に方向性を示していきたいと考えております。

農業委員会について申し上げます。昨年7月に第23期農業委員会が始動しました。農業・農業者の公的な代表機関として、農地の確保と有効利用、意欲ある担い手育成・確保など、農業経営の支援に向けて関係機関と一体となって、農地行政を推進してまいります。新規就農・労働力対策につきましては、今後の方向性を見据え、関係機関及び諸団体の皆さまとの協議を引き続き進めてまいります。また、農業や農地に関する相談、農業者の生活の安定と福祉向上のために、継続して農業者年金の加入促進を図ってまいりたいと考えております。

保健福祉関係について申し上げます。生涯健やかに思いやりのある心あふれる地域づくりを目指すため、保健事業につきましては、自分の健康状態に意識や関心を持ってもらうために、特定健診の受診率向上に努め、健診結果や健康医療情報の分析により、効果的な保健事業を推進してまいります。国民健康保険事業につきましては、平成30年度から北海道が財政運営の責任主体となり、市町村とともに運営する方式に変更となることから道との共通認識の下に、効率的な事業により安定化を図ってまいる所存であります。子育て支援では、特定不妊治療費の助成、妊婦一般健康診査受診料の全額負担など、切れ目のない子育て支援施策を引き続き実施してまいります。高齢者福祉につきましては、地域包括ケアシステムの構築に向け、ボランティア活動の推進を図る「サポートボランティアポイント制度」、「認知症施策」を医療機関、社会福祉協議会等と連携しながら推進してまいります。障がい福祉につきましては、地域の中で自立し、生きがいを持ちながら暮らせるよう、自立支援協議会の活性化や、障がい福祉計画に基づく支援体制の充実を図ってまいります。また、町民の健康づくりの場として3月末に供用開始の「交流センターみないる」では、高齢者はもとより町民の健康づくりの場として活用を進めてまいりたいと考えてお

ります。

子ども・子育て関係について申し上げます。子育ての環境は、核家族化の進展や共働き家族の増加など、時代の変化に伴い急速に移り変わりを見せており、多様な対応が求められています。こうした中、本町が進める「幼保一体化」の総合施設として、認定こども園しかおい新園舎の建設に着手をいたします。また、発達障害などで療育を必要とする子どもが増加傾向にあることに鑑み、医療・教育機関とのさらなる連携を図り、一人一人のニーズに合った支援を進めてまいります。

商工観光関係について申し上げます。観光につきましては、然別湖から糠平湖の道路が平成28年の自然災害により不通となっており、合わせて未整備区間の拡幅等改修を昨年に引き続き関係機関に要請活動を展開してまいります。また、道内でも先駆的な取り組みでありますグリーンツーリズムと新たな可能性を秘めたジオパークや秀逸な体験ガイドなど、鹿追町ならではの地域資源を生かした新たな人の動きを創出してまいります。商工業関係につきましては、商店や事業所の経営安定と雇用安定のために、商工会と連携し、魅力ある商業環境づくりを進めてまいります。町民皆さまの生活安定の基盤となる商店街の活性化を図り、まちの賑わいづくりや商業の振興につながる取り組みを進めてまいります。また、鹿追町の小規模店舗等の改修事業の補助金との創設も行い町民サービスの向上に努めようとする者に対する支援をしてまいります。チョウザメにつきましては、昨年ふ化に成功したことから、平成30年度も同程度の生存率を確保し、安定的な事業展開を図り、出荷体制や加工品開発につきましても、チョウザメ研究会とともに進めてまいります。また必要なデータについても示していきたいと考えております。農村青年会のマンゴー栽培につきましては、引き続き支援をしてまいります。陶芸につきましては、全国的な評価をいただいていることから、さらに鹿追焼の知名度アップを図り、販売強化に向けて見直しを図っていきたいと考えております。ふるさと納税は、ホームページやフェイスブックを活用し、PR活動に努めてまいりたいと考えております。

ジオパーク関係について申し上げます。平成29年度には、初めての再認定審査が行われ、鹿追町の活動が評価され認定となりました。今後は組織改革を図りまして科学的根拠の解明や情報発信の強化、教育・観光・保全の体制確立を進めてまいります。また、この活動が地域を豊かにすることを目指し、町民皆さまや各関係機関との連携を強化し、ジオパーク活動のさらなる推進に努めてまいります。

建設関係及び公園・花関係について申し上げます。道路・橋梁関係につきましては、常

に安心安全で通行していただけるように適切な維持管理に努めてまいります。また、橋梁等道路構造物に関しては、昨年に引き続き長寿命化計画を基に事業の早期完成に向け実施してまいります。国道、道道につきましては、国道274号「瓜幕事故危険区間事業」がJA交差点付近の工事が完成し、今後は瓜幕市街近郊の工事もスムーズに実施できるよう積極的な協力を行い、道道鹿追糠平線につきましても一昨年の台風以後通行止めの状況が続いていることから、一日でも早く開通するように北海道に対しての要望を強めてまいります。住宅関係につきましては、長寿命化計画を基に引き続き、老朽化住宅の用途廃止、解体による住環境の整備と個別改善、また新団地建設に向け事業を計画的に進めてまいります。公園関係につきましては、上幌内高台の美蔓貯水池周辺に進めておりましたパークゴルフ場が完成し、本年度より本格的な利用を予定しており、地域住民の方はもちろん多くの方々に利用していただき、観光資源としての活用や健康増進につなげてまいります。花関係につきましては、積極的な情報発信と新会員の発掘に努め「花による美しい街と、豊かな景観づくり」の推進に努めてまいります。上下水道関係につきましては、安心して利用していただける水の供給・水質の維持管理と然別湖畔浄化センターの長寿命化計画に基づく機器更新、個別排水処理施設設置事業の継続により、町内のどこに住んでいても質の高い快適で清潔な生活ができるように努めてまいります。

消防関係について申し上げます。近年、全国各地で観測史を上回る集中豪雨や台風による自然災害、大規模な火災が多発しております。また、北海道千島海溝沿いで、東日本大震災に匹敵する規模の地震が「切迫している可能性が高い」として危惧されております。このような状況を踏まえ、あらゆる災害に迅速かつ的確に対応できる体制を確立するため、各関係機関との連携を強化し、町民皆さまが安心安全に暮らせるように、さらなる消防防災・危機管理体制の充実強化、火災予防対策の推進に努めてまいります。

学校教育関係について申し上げます。平成15年度より文部科学省の研究開発校の指定を受け幼少中高一貫教育を進めてまいりました。この間、会話重視の英語教育「地球コミュニケーション」や然別湖周辺の自然環境などを学ぶ「新地球学」の新設2教科を軸にグローバル社会に対応できる語学や思考能力向上に努めてまいりました。平成29年度末をもって文部科学省研究開発学校の指定は終了いたしますが、これまで培ってきた素地を生かしながら「英語教育」や「環境教育」を中心とした一貫教育をこれまでと同様、進めてまいります。また、学校や地域が抱えるさまざまな問題に対応していくために学校と地域住民・保護者が力を合わせて問題解決に取り組むコミュニティ・スクールいわゆる「学校

運営協議会制度」を展開してまいります。

社会教育について申し上げます。町民皆さまが「学び」を通して、自分の人生を楽しく豊かに暮らすことができるように、町民ホール・神田日勝記念美術館・図書館などの生涯学習施設や人材、情報など地域にある学習資源を有効に活用しながら、生涯学習活動を推進する環境の整備に努め、併せて各種文化団体の育成支援に努めてまいります。スポーツ振興につきましては、総合スポーツセンターや健康温水プール等の活用と町民ひとり1スポーツの推進に加え、各種スポーツ団体の育成支援に努めてまいります。さらに運動公園スキー場の休憩所等を整備をし、町民皆さまが安心安全に活用できるように学びの環境の充実に努めてまいります。

町立国民健康保険病院関係について申し上げます。町立病院の経営を取り巻く環境は、診療報酬がマイナス改定となるなど依然として厳しい状況にあります。当病院では通常診療に加え、夜間診療や専門科診療を継続して実施し、疾病予防、治療、リハビリ等を効果的に結びつけ、町民皆さまが安心して生活できるよう、信頼される病院を目指してまいります。医師体制についても今検討をしているところでございます。

結びに以上説明を申し上げましたけれども、冒頭でもお話したように厳しい財源を持つて多くの町民ニーズに応えなければならない現実を踏まえつつも、将来に引き継ぐことのできる事業等については、積極的な予算をもつての対応をさせていただきました。ご審議をいただいて決議をいただきますようお願いをして執行の方針に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（埴淵賢治）

これで、町政執行方針を終わりました。

日程6 教育行政執行方針

○議長（埴淵賢治）

日程6、教育行政執行方針を行います。大井和行教育長。

○教育委員会教育長（大井和行）

平成30年第1回鹿追町議会定例会にあたり、教育行政執行の方針を申し上げます。現在の子どもたちやこれから生まれてくる子どもたちが成人に達し社会で活躍するころには、厳しい社会に立ち向かわなければならないことが予想されます。AI（人工知能）技術の発達、生産年齢の減少、グローバル化の進展など大変不透明な時代となっているのではないのでしょうか。こうした社会的変化の中でも、子どもたち一人一人がさまざまな情報や出

来事を受けとめ、主体的に判断をしながら、他者と協働して課題を解決していく力が求められます。そのために学校教育と社会教育が有機的に関わりながら地域と保護者、学校が連携し、子どもたちの成長を支える仕組みづくりが重要となっております。以下、学校教育、社会教育の順に教育行政執行方針の主な取り組みについて申し上げます。

最初に学校教育の推進について申し上げます。はじめに、子どもの「確かな学力の育成」について申し上げます。昨年度の全国学力学習状況調査の結果では、小学6年生については、国語B（「活用に関する問題」）・算数に課題がありましたが、国語A（「知識」に関する問題）に関しましては全道及び全国平均とほぼ同等の結果となりました。一方、中学3年生については数学に課題がありましたが、国語に関しましては全道及び全国平均とほぼ同様の結果となりました。各学校においては、授業の目標や振り返りが子どもたちに十分認識されていないこと、望ましい生活習慣が十分身につけていないなどの状況も見られることから、子どもが課題意識をもって粘り強く学習に取り組み、振り返りを通して学んだことを実感できる授業の改善や、家庭や地域と連携し発達の段階に応じて自ら家庭学習に取り組む習慣を形成する取り組みをさらに進めてまいります。特別な配慮を必要とする児童生徒等の教育については、学校・保護者・関係機関が連携し、一人一人の教育ニーズに応じた指導の充実に努めてまいります。次に、「幼小中高一貫教育の推進」について申し上げます。本町では、平成15年度より文部科学省の研究開発学校の指定を受け、コミュニケーション重視の英語教育や環境・防災教育を中心に幼小中高が連携し13年間を見通した一貫教育を進めてまいりました。平成29年度末をもって研究開発学校の指定は終了しますが、これまで培ってきた素地を生かしながら、「英語教育」や「環境教育」を中心とした一貫教育を継続して進めてまいります。特に、英語教育では認定こども園から高校までの13年間を見通した教育活動により「読む・聞く・書く・話す」能力を育みます。また、他者と進んで関わりを持ち、英語を使って豊かに自己表現するなど、21世紀をたくましく生き抜く人間形成を目指します。また、環境教育ではESD（持続可能な開発のための教育）の視点を生かしたカリキュラムを構成し、鹿追町の自然や環境、防災、エネルギー、文化などに対する興味・関心を高めるとともに、とちぎ鹿追ジオパークとの連携を図りながら、具体的な活動や体験を通して主体的に問題を解決する資質や能力を育成いたします。ICT（情報通信技術）を活用した教育では、各小中学校に導入したタブレット端末等の通信機器を活用した各種授業を展開し、さらなる学習への興味や関心を高め、効率的で創造的な学びを展開し、高度情報社会に主体的に対応可能な情報処理能力を育みます。次に、

「豊かな心と健やかな身体の育成」について申し上げます。体力の向上につきましては、平成29年度全国体力・運動能力調査結果では、小学生は男女とも「20mシャトルラン」等に課題がありましたが、「ソフトボール投げ」や「立ち幅跳び」では全道及び全国平均を上回る結果でした。一方、中学生の男子は、ほぼ全種目で全道及び全国平均を上回る結果となり、女子は「握力」や「上体起こし」等に課題がありましたが、全体的には全国及び全道平均とほぼ同様の結果となりました。今後も体育・保健体育科の授業はもとより、日常においても体力の向上が図られるよう努めてまいります。今年度から教科化となります道徳教育では、発達段階に応じた指導計画や他教科と関連させた指導計画を作成し、保護者や地域住民と連携した道徳教育を展開し、よりよい未来を築こうとする寛容性・適応力のある人間形成を目指してまいります。いじめ問題につきましては、現在本町ではそのような事案はありませんが「鹿追町いじめ防止基本方針」に基づき、アンケート調査による実態調査や情報収集、各学校での主体的な活動などを通じてさらなる未然防止の取り組みを徹底してまいります。学校給食につきましては、昨年度策定いたしました「鹿追町学校給食食物アレルギー対応マニュアル」や「鹿追町学校給食危機管理対応マニュアル」に基づき安心安全な給食の提供はもとより、地産地消の推進に一層努めてまいります。最後に、「地域とともにある学校づくりの推進」について申し上げます。近年の少子高齢化に伴い町内の学校や学級の規模は一昔前に比べると小さくなってきていますが、学力や体力の向上など、学校が果たす役割、学校教育へのニーズは多様化、複雑化しております。こうした課題を解決し、子どもたち一人一人の確かな成長を実現するためには、学校と地域住民・保護者が一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」が必要であります。そのため、町内全小中学校と各中学校区に学校運営協議会を設置し、小中一貫型のコミュニティ・スクールを展開してまいります。コミュニティ・スクールの導入により保護者や地域住民が学校運営に参画し、その地域ならではの特色ある学校づくりを進めてまいります。

次に、社会教育の推進について申し上げます。平成30年度から平成34年度を期間とする「第4次鹿追町生涯学習中期計画」の初年度となります今年度は、計画の理念であります「夢と生きがいを持ち、未来を築く人づくり」のため、町民の皆さまが豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、「いつでも、どこでも、何でも」自由に学び、その成果を適切に生かすことのできるまちづくりを進めてまいります。具体的には、活動の核となる町民ホールや総合スポーツセンター等の学習施設の整備と活用を推進し、多様

な学習サービスの質の向上とニーズに対応した学習機会の提供に努めてまいります。また、昨年再認定された「とち鹿追ジオパーク」につきましては、町担当部局と連携し、ふるさと鹿追の風土を学ぶ事業の推進などに努めてまいります。個別の取り組みでは、家庭教育はすべての教育の出発点で、家族や地域との触れ合いを通して、子どもが基本的な生活習慣や生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやりなどを育むために、重要な役割を果たしています。今後はより一層、家庭・学校・地域が連携・協働し、「鹿追町すくすく運動」等により、子どもたちの育成に取り組んでまいります。少年教育につきましては、少年期は社会性や人間性の形成を養う上で大変重要な時期であり、本町では地域子ども会育成連絡協議会などと連携し、地域資源を活用した自然体験や異年齢交流などを行うことにより、夢を持ち、豊かな心と健やかな体を育む、いわゆる「生きる力」の育成に努めます。青年教育につきましては、自立した人生を送るためには、主体性を確立することが必要です。本町では青年活動の母体となるピュアモルトクラブを中心に、青年活動を通じて異業種や世代間交流を行い、広い視野と社会性を身につけるため、青年教育の充実を図ってまいります。成人教育につきましては、趣味や教養に関する学習や社会の変化に対応するため必要な学習などさまざまですが、住民の学習要求に対応した人材の育成等、多様化する学習機会の創出に努めてまいります。また、女性の知恵と熱意で、明るく豊かなまちづくりを目指し実践している女性まつりやボランティア活動などの支援を進めてまいります。高齢者教育につきましては、誰もが生きがいを持って、豊かな人生を送るためには、心身ともに健康であると同時に公民館活動や生涯学習を通じた、人と人との触れ合いと仲間づくりが大切です。このためニーズに合った多種多様な学習を提供するとともに、これまで培った豊富な知識と経験を生かせる場の確保に努めます。芸術と文化につきましては、人間の感性を豊かにする知的かつ創造的な活動です。文化連盟や各文化団体などと連携しながら学習成果の発表や町民ホール事業実行委員会との協力による芸術鑑賞事業等、広く芸術文化に接する機会の充実を図ります。神田日勝記念美術館につきましては、開館25周年を迎えることから、記念事業といたしまして、「開館25周年記念展－《室内風景》を巡る、これまでとこれから」の開催や常設展・各種展覧会事業などを実施することにより、神田日勝の画業の顕彰と優れた芸術鑑賞の機会を提供いたします。図書館につきましては、読書活動の拠点施設として、子どもから高齢者までが、図書館の利用を通して学習し、情報を入手することにより、文化的な生活を営むことを目指します。また、学習活動の手助けとなるレファレンス事業を推進してまいります。文化財保護につ

きましては、古き時代を象徴する貴重な資料などを保存し、これを後世に伝えていくことが必要です。地域の郷土史を学習する上でも郷土資料保存館等を活用した学習機会の提供に努めます。スポーツ振興につきましては、生涯にわたる心身の健康の保持増進と明るく豊かな生活を送るために「町民ひとり1スポーツ」を推進し、体育連盟など各団体と連携しながら「いつでも、どこでも、だれでも」スポーツができる活動の推進を図ってまいります。また、運動公園スキー場の休憩所等の整備を行い、学びの環境を整え、町民の健康維持と体力増進に努めてまいります。以上、教育行政に関する主要施策について申し上げましたが、町民皆さまの負託に応えるため、本町の教育、文化、スポーツの振興に最善の努力を傾注いたしたく、町理事者、町議会、町民各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、平成30年度の教育行政執行方針とさせていただきます。

○議長（埴淵賢治）

これで、教育行政執行方針を終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は11時5分とします。

休憩 10時55分

再開 11時 5分

○議長（埴淵賢治）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程7 議案第4号 鹿追町交流センターみないる条例の制定について

○議長（埴淵賢治）

議案第4号、鹿追町交流センターみないる条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第4号は、鹿追町交流センターみないる条例の制定についてであります。はじめに提案理由を申し上げます。町民の心身と健全なる育成、健康増進に寄与する施設としまして整備を進めていました施設が完成し、供用を開始しますことから適正に管理運営を行うため本条例の制定を提案申し上げるものであります。提案内容をご説明いたします。「鹿追町交流センターみないる条例を、次のとおり制定する。」といたしまして、条例は本文が13条、附則1項により構成されており、第1条は目的であり、第2条は設置、第3条は名称及び位置、第4条は事業、第5条は使用の範囲、第6条は使用の許可、第7条は使用の不許可、第8条は使用料、第9条は使用料の減免、第10条は特別設備等の設置、第11

条は原状回復の義務、第12条は損害賠償、第13条は委任についてそれぞれ規定をしております。次に附則第1項は施行期日の規定であり、「この条例は、平成30年3月26日から施行する。」とするものであります。以上、鹿追町交流センターみない条例の制定についてご説明を申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。9番、吉田稔議員。

○9番（吉田稔）

まず1点、お伺いしたい点は、ゲートボールが主体的に使用されるといいますか、そこが使われるということになるかと思うんだけど、それ以外のねスポーツ、またその幼稚園との、こども園との連携等々も含めてね、どんなスポーツを予定をした施設なのかね。それと併せてもう1点、ゲートボールの今後の普及といえますか啓蒙をどのような形でいってゲートボール人口を増やしていく、その状況をどう考えているのかね。それとゲートボール協会ができたというふうに私どもも聞いているわけけれどもここらあたりの行政との連携、また活用等々も含めてねどんな形で正式的に町民の人がたに利用してもらえるようなことを考えているのか。まずこの3点についてお伺いをいたします。

○議長（埴淵賢治）

答弁、佐々木福祉課長。

○福祉課長（佐々木康人）

1点目のゲートボール以外にどういった活動ができるのかというお話ですけれども、これにつきましてはラジオ体操でありますとか、あるいはこれからできますこども園の子どもたちの雨天時の使用ですとか、あるいは施設といえますか備品ではまだ購入しておりませんが卓球等のそういったことは想定しているところであります。それから2点目のこれからのゲートボールの推進に関しましては、先ほど議員おっしゃるとおりゲートボール協会が今年設立されましてゲートボール協会と一緒にですね社会教育のほうも含めてですけれども推進していきたいというふうに考えております。またゲートボール協会のほうでは審判員、それから初心者教室も既に4月1日ですか、開催するというお話も聞いておりますので、そういった意味では3点目も含めましてですねゲートボール協会とともに推進をしていきたいというふうに考えているところであります。以上です。

○議長（埴淵賢治）

9番、吉田稔議員。

○9番（吉田稔）

1点目、2点目、理解をするわけですがけれども、いってみれば今回、議会側も老人会との意見交換会がありましてね、そこであの老人会等々も含めてそうした形で何ていうのかな、やっておられない地域、ゲートボールがやっておられない地域も多々あるように聞いておりますんでね、そこらあたりの老人会の中心とした枠組みの中でゲートボール協会がね、そういう枠組みで普及振興していくということについては異議はないわけですがけれども、老人会を中心にねそういったものも啓蒙していきながら、そこに指導に入れるのかどうかを別にしてもね、やはり今40人ともいわれている人がただけではね、なかなか人数的にも不足があるなというふうに思うわけですがけれども、町民一人一人がねあそこを使っただけのような枠組みでやはり基礎となるのは老人会の人かたかなというふうに思うわけですが、そこら辺りの取り組みについてはどのように考えておりますか。

○議長（埴淵賢治）

佐々木福祉課長。

○福祉課長（佐々木康人）

はい。もちろんですね老人会の人たちへの啓蒙というものもですね必要になってくるといふふうに考えております。先ほど話したとおりですね初心者教室とこれはもちろん高齢者だけでなくですね一般町民の方含めての教室になりますので、そういったことを開催することによって裾野を広げていくというようなことが大事かと思っております。また社会教育、社会福祉協議会の職員が実は審判の資格を取りまして、これからの大会の運営等にもですね関わっていくようなそういったことにもなっておりますので、そういったところを期待していきたいというふうに考えております。

○議長（埴淵賢治）

他、質疑ありませんか。8番、狩野正雄議員。

○8番（狩野正雄）

ゲートボールの体験あるんですけれども、実際やったことのない人がですねそこに行っただけで体験する場合でも道具をですね、何かこう貸し出し用の道具をですね常備してもらえたいことは考えているのか。まあ道具なんていうのは、そんな新品じゃなくてですね、例えば今までやっていた人が引退してですね家に余っているようなやつをですね呼びかけて集めていただいてですね、体験、まずは体験、普及する方法をですね考えてもらいたいと思う

んですけども、その辺いかがでしょうか。

○議長（埴淵賢治）

佐々木福祉課長。

○福祉課長（佐々木康人）

今回、ゲートボール場といいますか、みないるを新設するにあたりまして、そういったゲートボールの道具等一式ですね備品として備えるというようなこともございますので、そこは貸し出し等、当然できるものの体制を整えていきたいというふうに考えております。

○議長（埴淵賢治）

よろしいですか。他、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は新規条例の制定であるため、産業厚生常任委員会に付託して会期中の審査にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。よって本案は産業厚生常任委員会に付託して会期中の審査とすることに決定をいたしました。

日程 8 議案第 5 号 鹿追町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

○議長（埴淵賢治）

日程 8、議案第 5 号、鹿追町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 5 号は、鹿追町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてであります。はじめに提案理由を申し上げます。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴いまして、これまで都道府県が実施している指定居宅介護支援事業者の指定等の業務が平成 30 年 4 月 1 日以降は市町村が実施することとなるため必要となる条例を制定するもので

あります。なお北海道から既に権限移譲を受けており、北海道が定める条例に基づき、業務を実施しているところであります。提案内容を説明いたします。「鹿追町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を次のとおり制定する。」といたしまして、条例は本文が6章33条、附則2項により構成をされております。第1条については趣旨について、第2条は定義について、第3条は指定居宅介護支援事業者の指定に係る申請の要件について、第4条は基本方針について、第5条は従業者の員数について、第6条は管理者について、第7条は内容及び手続の説明及び同意について、第8条は提供拒否の禁止について、第9条はサービス提供困難時の対応について、第10条は受給資格等の確認について、第11条は要介護認定の申請に係る援助について、第12条は身分を証する書類の携行について、第13条は利用料等の受領について、第14条は保険給付の請求のための証明書の交付について、第15条は指定居宅介護支援の基本的取扱方針について、第16条は指定居宅介護支援の具体的取扱方針について、第17条は法定代理受領サービスに係る報告について、第18条は利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付について、第19条は利用者に関する市町村への通知について、第20条は管理者の責務について、第21条は運営規程について、第22条は勤務体制の確保等について、第23条は設備及び備品等について、第24条は従業者の健康管理について、第25条は掲示について、第26条は秘密保持等について、第27条は広告について、第28条は居宅サービス事業者等からの利益收受の禁止等について、第29条は苦情処理について、第30条は事故発生時の対応について、第31条は会計の区分について、第32条は記録の整備について、第33条は基準該当居宅介護支援に関する基準についてそれぞれ規定をしております。次に附則第1項は施行期日の規定であり「この条例は、平成30年4月1日から施行する。」とし、第2項については経過措置の規定をするものであります。以上、鹿追町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてをご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は新規条例の制定であるため、産業厚生常任委員会に付託して会期

中の審査にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。よって本案は産業厚生常任委員会に付託して会期中の審査とすることに決定しました。

日程9 議案第6号 鹿追町小規模企業振興基本条例の制定について

○議長（埴淵賢治）

日程9、議案第6号、鹿追町小規模企業振興基本条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第6号は、鹿追町小規模企業振興基本条例の制定についてであります。はじめに提案理由を申し上げます。国及び北海道におきまして小規模企業者の振興に関する法律及び条例がそれぞれ制定されており、今後も小規模企業者の振興と組織的継続的な取り組みを実施する必要があることから本条例の制定を提案申し上げるものであります。提案内容をご説明いたします。「鹿追町小規模企業振興基本条例を次のとおり制定する。」といたしまして条例は本文が10条、附則1項により構成をされております。第1条は目的、第2条は定義、第3条は基本理念、第4条は基本的施策、第5条は町の責務、第6条は小規模企業者の役割、第7条は商工会の役割、第8条は町民の理解と協力、第9条は財政上の措置、第10条は委任についてそれぞれ規定をしております。次に附則第1項は、施行期日の規定であり「この条例は、公布の日から施行する。」とするものであります。以上、鹿追町小規模企業振興基本条例の制定についてをご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は新規条例の制定であるため、産業厚生常任委員会に付託して会期中の審査にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。よって本案は産業厚生常任委員会に付託して会期中の審査とすることに決定しました。

日程10 議案第7号 鹿追町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（埴淵賢治）

日程10、議案第7号、鹿追町職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第7号は、鹿追町職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてであります。はじめに提案理由を申し上げます。十勝管内における議会事務局の職員配置の状況及び適正配置を鑑み、定数条例の一部を改正するものであります。提案内容をご説明いたします。「鹿追町職員定数条例の一部を次のように改正する。」といたしまして、第2条は職員の定数の規定で、第2号は、議会の事務局の職員定数を定めており、「2人」から「3人」に改めるものであります。次に附則は施行期日の規定であり、「この条例は、平成30年4月1日から施行する。」とするものであります。以上、鹿追町職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第7号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程 1 1 議案第 8 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

○議長（埴淵賢治）

日程 1 1、議案第 8 号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 8 号は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。はじめに提案理由を申し上げます。職員の時間外勤務手当等の算出に用いる勤務 1 時間当たりの給与額につきましては、総務省から市町村に対しまして労働基準法に基づき、適切に対応するよう通知がありましたことから、通知の趣旨及び管内他町村の動向を考慮し、条例第 1 8 条の 2 で規定します寒冷地手当を加え、条例第 9 条で規定する休日のうち正規の勤務時間の割り振られて時間を控除した時間で算出するよう一部改正を行うものであります。提案内容をご説明いたします。「職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。」といたしまして、第 1 7 条は勤務 1 時間当たりの給与額の算出の規定であり、文言の整理と休日の勤務時間を控除するとともに、算出の対象となる給料の月額に寒冷地手当の月額を加えるものであります。次に、附則第 1 項は施行期日の規定であり、「この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。」とし、第 2 項は適用区分を規定するものであります。以上、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第 8 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程 12 議案第 9 号 特別勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（埴淵賢治）

日程 12、議案第 9 号、特別勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 9 号は、特別勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてであります。はじめに提案理由を申し上げます。看護職員に係ります夜間看護業務手当につきまして、職員の確保と福利厚生向上等の観点から関係する条例の一部を改正するものであります。提案内容をご説明いたします。「特別勤務手当支給条例の一部を次のように改正する。」といたしまして、別表は第 2 条に規定します特別勤務手当の種類及び支給額であり、夜間看護の業務に従事したとき、看護師については 1 回当たり 5,000 円から 7,200 円に、看護助手は、5,000 円から 6,000 円にそれぞれ改めるものであります。次に附則は施行期日の規定であり、「この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。」とするものであります。以上、特別勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第 9 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程 13 議案第 10 号 鹿追町税外諸収入金の徴収に関する条例及び鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（埴淵賢治）

日程 13、議案第 10 号、鹿追町税外諸収入金の徴収に関する条例及び鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 10 号は、鹿追町税外諸収入金の徴収に関する条例及び鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。はじめに提案理由を申し上げます。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が平成 30 年 4 月 1 日から施行されますことから、関係する条例の一部を改正するものであります。提案内容をご説明いたします。第 1 条は鹿追町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部改正であり、第 1 条は目的の規定であり、「及び」を削り、「及び延滞金」を加えるものであります。次に第 2 条は、鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正であり、第 15 条は特定教育・保育の取扱方針で認定こども園に係る規定であり、第 1 項第 2 号中の引用する法律の改正により第 9 項を第 11 項に改めるものであります。次に附則は施行期日の規定であり、「この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。」とするものであります。以上、鹿追町税外諸収入金の徴収に関する条例及び鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第10号を採決します。
この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程14 議案第11号 鹿追町定住促進住宅建設奨励に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

日程15 議案第12号 鹿追町賃貸住宅建設促進事業助成に関する条例の一
部を改正する条例の制定について

日程16 議案第13号 鹿追町民間賃貸住宅家賃助成に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

○議長（埴淵賢治）

日程14、議案第11号、鹿追町定住促進住宅建設奨励に関する条例の一部を改正する
条例の制定について、日程15、議案第12号、鹿追町賃貸住宅建設促進事業助成に関す
る条例の一部を改正する条例の制定について、日程16、議案第13号、鹿追町民間賃貸
住宅家賃助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上3件については関
連がありますので、一括して提案説明と質疑、討論を行い、議件ごと採決を行いたいと思
います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第11号、鹿追町定住促進住宅建設奨励に関する条例の一部を改正する条例の制定
について、議案第12号、鹿追町賃貸住宅建設促進事業助成に関する条例の一部を改正す
る条例の制定について、議案第13号、鹿追町民間賃貸住宅家賃助成に関する条例の一部

を改正する条例の制定について、一括して説明させていただきます。提案理由を申し上げます。ただ今の条例は、それぞれ平成29年度末を時限としておりますが、持ち家住宅奨励制度、家賃住宅建設促進、家賃の一部助成の効果また継続の要望等々、勘案いたしまして、1年間延長したく申請、提案申し上げるものでございます。

はじめに議案第11号、鹿追町定住促進住宅建設奨励に関する条例の一部を改正する条例の制定について、改正内容をご説明いたします。「鹿追町定住促進住宅建設奨励に関する条例の一部を次のように改正する。」といたしまして、附則第2項は、条例の執行期限を定めており、「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改め、1年間延長するものであります。次に附則は条例の施行期日であり、「この条例は、平成30年4月1日から施行する。」とするものであります。

次に議案第12号、鹿追町賃貸住宅建設促進事業助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。改正内容についてご説明いたします。「鹿追町賃貸住宅建設促進事業助成に関する条例の一部を次のように改正する。」といたしまして、附則第2項は、条例の執行期限を定めており、「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改め、1年間延長するものであります。次に附則につきましては、条例の施行期日であり、「この条例は、平成30年4月1日から施行する。」とするものであります。

次に議案第13号は、鹿追町民間賃貸住宅家賃助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。改正内容についてご説明いたします。「鹿追町民間賃貸住宅家賃助成に関する条例の一部を次のように改正する。」といたしまして、附則第2項は、条例の執行期限を定めており、「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改め、1年間延長するものであります。次に附則につきましては条例の施行期日であり、「この条例は、平成30年4月1日から施行する。」とするものであります。以上、議案第11号から議案第13号までを一括して説明させていただきました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第11号を採決します。
この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第12号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第13号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程17 議案第14号 鹿追町国民健康保険事業基金条例及び鹿追町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（埴淵賢治）

日程17、議案第14号、鹿追町国民健康保険事業基金条例及び鹿追町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第14号は、鹿追町国民健康保険事業基金条例及び鹿追町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。はじめに提案理由を申し上げます。平成30年4月1日から国民健康保険事業は北海道が保険者となり市町村との共同運営として実施されますことから関係する条例の一部を改正するものであります。提案内容をご説明いたします。第1条は鹿追町国民健康保険事業基金条例の一部を改正するもので、第1条は設置の目的の規定であり、「事業資金に充当する」を「給付の安定に資する」ために改め、第

2条は積み立ての規定であり、全文を「基金として積み立てる額は、鹿追町国民健康保険特別会計の歳入歳出予算で定める額とする。」とするものであります。次に第2条は、鹿追町国民健康保険条例の一部を改正するもので、第1章の章名及び第1条見出し、同条中の「国民健康保険」を「国民健康保険の事務」に改め、第1条中の「定が」を文言整理するものであります。次に第2章の章名及び第2条見出し同条中の「国民健康保険運営協議会」を「町の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改め、第8条は葬祭費の規定であり、「10,000円」を「30,000円」に改めるものであります。次に附則第1項は施行期日の規定であり、「この条例は、平成30年4月1日から施行」し、第2項は経過措置について、第3項は報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について規定するものであります。以上、鹿追町国民健康保険事業基金条例及び鹿追町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。9番、吉田稔議員。

○9番（吉田稔）

この条例の内容については問題ないわけですが、文言の部分としてね、「葬祭費として、10,000円」を、また「葬祭を行うものに対し、30,000円」を支給するというふうに改正になると、いうことに対しては理解をするわけだけでも、その行うものね、ここら辺りがどのように町民に理解してもらうかということが一番の問題点だと思うんだけど、葬祭を行わなかったものについては支給しないというふうに読み取れるわけだけでも、ここらあたりのね私は全員協議会でもそのことを申し上げてきたんだけど、やっぱり本会議でそういった記録を残しておくということも大事なんでね、これらあたりについてもう1回、もう1回というよりも再度の部分で質問させていただいて、答弁を賜りたいというように思います。

○議長（埴淵賢治）

佐々木福祉課長。

○福祉課長（佐々木康人）

はい。葬祭費につきましてのご質問です。葬祭費につきましては、葬祭を行なったものに対して支払われている、支払われるものでございます。この葬祭費の定義につきまして道のほうに照会したところ、要するに告別式あるいはお通夜等営むものを葬祭と考えるの

か、あるいは火葬のみの場合も葬祭というふうにいるのかというようなところで照会したところ、道のほうでは設置者、いわゆる自治体の判断に任せるというようなそういった回答が来ているところであります。鹿追町におきましては、火葬を行なった段階で葬祭を行なったものに対して葬祭費を支払っているところがございます。

○議長（埴淵賢治）

他、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第14号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

起立10名

○議長（埴淵賢治）

起立多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程18 議案第15号 鹿追町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（埴淵賢治）

日程18、議案第15号、鹿追町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第15号は、鹿追町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。はじめに提案理由を申し上げます。持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が平成30年4月1日から施行されることに伴い高齢者の医療の確保に関する法律の一部が改正され、現行制度においては国保加入者が後期高齢者医療制度の被保険者となった場合、国保で受けていた住所取得令が適用されませんでした。平成30年度以降新たに後期高齢者医療制度の被保険者となった場合

には適用されることになり関係する条例の一部を改正するものであります。提案内容をご説明いたします。「鹿追町後期高齢者医療に関する条例の一部を次のように改正する。」といたしまして、第3条は保険料を徴収すべき被保険者の規定であり、第2号は法の改正に伴います条文の整理となるもので、新たに第3号といたしまして国民健康保険で住所取得令を受け、本町に住所を有するとみなされた被保険者で後期高齢者医療の被保険者となるものを加えるものであります。次に附則は施行期日の規定であり、「この条例は、平成30年4月1日から施行する。」とするものであります。以上、鹿追町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第15号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程19 議案第16号 鹿追町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（埴淵賢治）

日程19、議案第16号、鹿追町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第16号は、鹿追町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。はじめに提案理由を申し上げます。介護保険は3年を1期としまして介護保険事業計画を

策定し併せて保険料の見直しを行っており、介護保険計画策定委員会に諮問し、過日答申を得ましたので第7期となります平成30年度から平成32年度までの保険料を改正したく提案申し上げるものであります。提案内容をご説明いたします。「鹿追町介護保険条例の一部を次のように改正する。」といたしまして、第8条は保険料率の規定であり、第1項及び第2項の適用する年度を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、保険料をこれまでの9区分から12区分といたしまして、第1号に掲げる者は「27,600円」を「34,800円」に、第2号に掲げる者は「41,400円」を「45,240円」に、第3号に掲げる者は「41,400円」を「52,200円」に、第4号に掲げる者は「49,680円」を「62,640円」に、第5号に掲げる者は「55,200円」を「69,600円」に、第6号に掲げる者は「66,240円」を「76,560円」に、第7号に掲げる者は「71,760円」を「83,520円」に、第8号に掲げる者は、「82,800円」を「90,480円」に、第9号に掲げる者は「93,840円」を「100,920円」にそれぞれ改めまして、新たな区分といたしまして第10号に掲げる者は「111,360円」に、第11号に掲げる者は「125,280円」に、第12号に掲げる者は「139,200円」とし、第8条第2項において減額賦課にかかる保険料率を「24,840円」から「31,320円」に改めるものであります。次に第10条は賦課期日後において第1号被保険者の資格の取得、喪失等があった場合の規定であり、特例基準による算定とするため引用する施行令の条文を整理するものであります。次に第13条は延滞金の規定であり、第1項中の「3月」を「1月」に、第26条中の「第1号被保険者」を「被保険者」にそれぞれ改めるものであります。次に附則第1項は、施行期日の規定であり、「この条例は、平成30年4月1日から施行」し、第2項は経過措置の規定であります。以上、鹿追町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。9番、吉田稔議員。

○9番（吉田稔）

この介護保険の重要性というのは十分理解をするわけだけれども、これ出発当初は2,000円ぐらいから始まって、今その倍以上になってきつつあるわけだけれども、需要と供給のバランスの流れの中でね、どうしても避けて通れない部分もあるわけだけれども、これ何ていうのかな。3年ひとくくりの部分でどんどん上がっていく。町民所得等々も増

えていない状況値の流れの中で特にやっぱり年金等々の人がたが負担等々が強いと、多いという部分もあるように見受けられるし、またそういった人がたから苦情等々も来ているわけだけれども、これ将来全貌の流れの中でね3年ひと区切りの部分で、今まで剰余金等々が鹿追の場合どれくらいあって、他の町村、新聞等々で見るとね多いところでは5,000万、3年間で5,000万、他の町では1,000万以上等々繰越剰余金があるよということで、鹿追についてはそこら辺りがどのようになっているのかね。それと併せて今後需要と供給のサービスの部分もあるかと思うんだけど、そこらあたりの費用の捻出のあり方等々も含めて、受益者負担をもうちょっと増やして、これ1割、10%だったかな。そこらあたりの流れ的なものについてね、町としてどのようにお考えになっているのかね、やはりあの町民所得が増えていない状況値の中で負担額だけが増えていくという状況値があるやにお聞きをするわけだけれども、それに含めてこれ町の重要な介護保険等々でありますんでね、これ町長から答弁をいただきたいなというふうに思います。

○議長（埴淵賢治）

答弁、吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

介護保険の保険料がですね、だんだん上がっていくということ。これは今おっしゃられたようにね、事業上そういうものでありますから、これ見直しせざるを得ない。本町がですね剰余金等のストックがないということについては言ってみれば今まで安い状況での恩恵をずっと受けてきたと。施設介護ということでは非常に整った施設というかね、そういった状況の中で病院、それから老健、それから特老という状況の中でやられてきているということでもありますから、それに対する給付ですからね。したがって安かっただけに有り余るものはなかったということでもあります。ただそういう中で今回ですね改正するにあたって内部的にね激変緩和を何とかする方法がないのかということもいろいろと考えております。基本的にはこれはあくまでも保険料で賄える、賄っていくべきものということでそれに町のですね…やっていくということについては基本的に避けなければいけないということでもありますけれども、これ状況を見てね私はやはり考慮すべきものがあるのかなと。ただ考慮していかないとならないものがあるのかなというふうに考えておりますけれども、その負担能力に応じたね減免の措置も私はあると思いますから、そういうことでの個別のねやはり状況というものを把握してみる必要があるんじゃないのかなというふうに考えておりますから少し我慢をいただきたいなというふうに考えております。以上です。

○議長（埴淵賢治）

再質問ありますか。

○9番（吉田稔）

ないけれども、基金の。

○議長（埴淵賢治）

担当課長。佐々木福祉課長。

○福祉課長（佐々木康人）

基金の関係につきましては、ちょっとあの前年、前々年度の資料をちょっと持っていないんですけれども、今現在でいきますと60万ちょっとの基金ということでございます。ただこれも取り崩す必要があるわけでございます。以上でございます。

○議長（埴淵賢治）

他、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第11号を採決します。

16号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

起立10名

○議長（埴淵賢治）

起立多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。再開は1時からといたします。

休憩 12時02分

再開 13時00分

○議長（埴淵賢治）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程20 議案第17号 平成29年度鹿追町一般会計補正予算（第11号）
について

○議長（埴淵賢治）

日程20、議案第17号、平成29年度鹿追町一般会計補正予算（第11号）についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第17号は、平成29年度一般会計補正予算（第11号）となるものです。「平成29年度一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。」といたしまして、第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出からそれぞれ1億9,669万8千円を減額しまして、総額を71億3,831万5千円とするものであります。第2条は、地方債の補正、追加、変更であります。補正予算の内容につきまして、歳出、62ページからご説明いたします。款項目、議会費の報酬で3万6千円、報償費で5千円、旅費で73万円、交際費で22万円、使用料で1万2千円、負担金で合計35万7千円のそれぞれ減額、総務費、総務管理費、一般管理費の賃金で700万円、報償費で合計5,020万円、旅費で1万3千円のそれぞれ減額、需用費合計で308万4千円の追加、役務費で合計1,900万4千円の減額、委託料で453万9千円、使用料で3万4千円、工事請負費で48万1千円、負担金で48万6千円のそれぞれ減額、文書広報費の旅費で2万1千円、需用費合計で24万8千円、負担金で合計853万2千円のそれぞれ減額、財産管理費の公有財産購入費で旧海老金土地建物購入外で2,254万1千円の追加、支所費の需用費、燃料費で20万1千円の追加、企画振興費、報償費で3万5千円、旅費で113万7千円、需用費合計で18万円、委託料で65万7千円、負担金で合計4万4千円のそれぞれ減額、交通安全推進費は財源内訳の補正です。車両管理費の需用費、燃料費で4万8千円、公課費で4万2千円のそれぞれ追加、ライディングパーク費の旅費で7万9千円、使用料で9万6千円、負担金で4万3千円のそれぞれ減額、花とみどり費の需用費合計で31万1千円の追加、ジオパーク事業費の需用費、燃料費で8万9千円の追加、地方創生交付金事業費の賃金で1,164万円、備品購入費で29万1千円、負担金で130万円のそれぞれ減額、徴税費、賦課徴収費の負担金で8万3千円の減額、選挙費、衆議院議員選挙費の報酬で9万6千円、職員手当等で43万3千円、旅費で3万4千円、需用費合計で10万7千円、役務費で24万6千円、原材料費で4万5千円のそれぞれ減額、統計調査費の統計費は財源内訳の補正です。監査委員費、監査委員費の旅費で6万9千円の減額、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費の償還金で過年度分返還金312万8千円、繰出金で国保会計へ3,239万6千円のそれぞれ追加、心身障がい者特別対策費の扶助費で合計で25

6万円の追加、北海道医療給付事業費は、財源内訳の補正です。老人福祉費の旅費で4万4千円、委託料で41万4千円、使用料で13万1千円のそれぞれ減額、老人福祉施設費の委託料で16万2千円、工事請負費で483万2千円のそれぞれ減額、在宅福祉費の旅費で13万7千円、負担金で80万8千円、繰出金で介護会計分392万5千円のそれぞれ減額、児童福祉費、児童措置費の扶助費で233万円の減額、こども園費の旅費で7万7千円、役務費で31万4千円、委託料で84万円のそれぞれ減額、償還金で過年度分3万6千円の追加であります。衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費の負担金で、合計3,615万7千円の減額、予防費は財源内訳の補正であります。保健指導費の賃金で92万円、委託料で40万円、扶助費で85万9千円のそれぞれ減額、トリムセンター費の需用費、修繕料で22万1千円の追加、環境衛生費の需用費、燃料費で24万4千円の追加、へき地保健対策費の需用費合計で54万円の追加、清掃費、清掃総務費の賃金で90万円の減額、需用費、燃料費で46万3千円の追加、負担金で38万2千円の減額、農林費、農業費、農業委員会費の報酬で33万2千円、賃金で205万6千円、報償費で合計5万1千円、交際費で3万円、需用費、食糧費で2千円、役務費で1千円、使用料で1千円、負担金で7千円のそれぞれ減額、農業振興費の負担金で合計870万9千円の減額、畜産業費の委託料で合計2,776万6千円、負担金で合計206万3千円のそれぞれ減額、積立金で150万円の追加、農業用水事業費の工事請負費で合計67万7千円の減額、繰出金で合計163万5千円の追加、土地改良事業費の報償費で3万円、需用費、修繕料で90万円、公有財産購入費で40万円のそれぞれ減額、負担金で3,904万4千円の追加、款項、商工費、商工業振興費の旅費で13万3千円の減額、需用費、燃料費で14万6千円の追加、委託料で32万4千円、負担金で合計149万2千円のそれぞれ減額、陶芸センター費の需用費、修繕料で55万6千円の減額、土木費、道路橋りょう費、道路維持費の需用費合計で420万円、委託料で3,054万円のそれぞれ追加、道路新設改良費の委託料合計で89万2千円、工事請負費で合計208万3千円のそれぞれ減額、都市計画費、公園緑地費の役務費で55万1千円の追加、款項、消防費、非常備消防費の報酬で14万4千円、報償費で1万円、旅費で11万5千円、需用費合計で8万円、備品購入費で39万円、負担金で4万2千円のそれぞれ減額、教育費、教育総務費、教育振興費の負担金で281万円、貸付金で500万円のそれぞれ減額、財産管理費の役務費で16万5千円の減額、共同調理場費は財源内訳の補正であります。自然体験留学事業費の委託料で22万4千円の減額、車両管理費の需用費合計で55万円の追加、小学校費、学校管理

費の需用費、燃料費で48万1千円の追加、中学校費、学校管理費の需用費、燃料費で27万円の追加、社会教育費、社会教育総務費の報酬で合計33万円、旅費で6万6千円、役務費で2万4千円、負担金で9万円のそれぞれ減額、社会教育施設費の需用費、燃料費で101万円、役務費で3万9千円のそれぞれ追加、委託料で5万円の減額、図書館費の需用費、燃料費で17万3千円の追加、神田日勝記念美術館費の委託料で6万5千円、備品購入費で4万2千円のそれぞれ減額、青少年活動推進費の役務費で1万2千円の追加、保健体育費、体育振興費は財源内訳の補正であります。款項、公債費、元金の償還金で852万6千円の追加、利子の償還金で460万円の減額、諸支出金、基金費、基金費の積立金で合計1億2,636万2千円の減額であります。次に歳入、47ページからご説明いたします。町税、町民税、個人の現年課税分で合計4,099万5千円、法人の現年課税分で894万5千円のそれぞれ追加、滞納繰越分で1千円の減額、固定資産税、固定資産税の現年課税分で389万4千円の追加、滞納繰越分で8万8千円の減額、国有資産等所在市町村交付金の現年課税分で1万1千円の減額、軽自動車税、軽自動車税の現年課税分で140万9千円の追加、市町村たばこ税、市町村たばこ税の現年課税分で417万3千円の減額、入湯税、入湯税の現年課税分で301万3千円の減額、款項目、地方交付税の地方交付税で2,813万円の減額、分担金及び負担金、分担金、農林費分担金の農業費分担金で1,012万5千円の減額、負担金、民生費負担金の児童福祉費負担金で211万円の追加、使用料及び手数料、使用料、民生使用料の児童福祉使用料で39万円の減額、農林使用料の農業使用料で合計654万5千円の追加、教育使用料の教育総務使用料で合計297万7千円の減額、社会教育使用料で合計37万5千円の追加、手数料、衛生手数料の清掃手数料で25万円の追加、証紙収入、証紙収入の証紙収入で70万円の減額、国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金の社会福祉費負担金で合計56万5千円の減額、児童福祉費負担金で209万円の減額、国庫補助金、総務費国庫補助金の総務管理費補助金で合計682万6千円の減額、民生費国庫補助金の社会福祉費補助金で59万7千円の減額、児童福祉費補助金で125万円の追加、土木費国庫補助金の道路橋りょう費補助金で合計72万2千円の減額、委託金、総務費委託金、総務管理費委託金で6千円の追加、農林費委託金の農業費委託金で10万円の減額、道支出金、道負担金、民生費道負担金の社会福祉費負担金で合計86万1千円の減額、児童福祉費負担金で27万3千円の減額、道補助金、総務費道補助金の総務管理費補助金で1千円の減額、民生費道補助金の社会福祉費補助金で29万8千円の減額、児童福祉費補助金で126万6千円の追加、衛生

費道補助金の保健衛生費補助金で76万5千円の追加、農林費道補助金の農業費補助金で合計571万6千円の減額、委託金、総務費委託金の総務管理費委託金で6万4千円の減額、統計調査費委託金で5千円の減額、選挙費委託金で86万2千円の追加、農林費委託金の農業費委託金で合計57万8千円の減額、財産収入、財産運用収入、利子及び配当金の利子及び配当金で合計40万1千円の減額、財産売払収入、不動産売払収入の立木売払収入で合計263万4千円の追加、土地売払収入で合計1,219万4千円の追加、物品売払収入の物品売払収入で21万8千円の追加、款項、寄附金、一般寄附金の一般寄附金で、1億1,000万円の減額、総務費寄附金の総務管理費寄附金で、帯広市の株式会社安井測量設計事務所様から交通安全のために10万円の追加、民生費寄附金の社会福祉費寄附金で町内の匿名の方から地域福祉のため10万円の寄附で9万9千円の追加、繰入金、基金繰入金、交通安全推進基金繰入金の、交通安全推進基金繰入金で5千円の減額、修学基金繰入金の修学基金繰入金で500万円の減額、鹿追町ふるさと寄附金基金繰入金の鹿追町ふるさと寄附金基金繰入金で6,030万4千円の減額、諸収入、貸付金元利収入、貸付金元利収入で466万5千円の追加、受託事業収入、農林費受託事業収入の農業費受託事業収入で33万3千円の減額、土木費受託事業収入の都市計画費受託事業収入で57万3千円の追加、雑入、雑入の雑入で合計6,180万6千円の減額、款項、町債、総務債の総務管理債で合計450万円の追加、民生債の児童福祉債で合計60万円の追加、衛生債の保健衛生債で300万円の追加、農林債の農業債で合計1,650万円の追加、商工債の商工債で110万円の減額、土木債の道路橋りょう債で合計190万円の減額、教育債の教育総務債で合計130万円の減額であります。次に44ページ、第2表の地方債の補正、追加、変更についてご説明申し上げます。はじめに追加についてご説明します。起債の目的は、公共事業等で限度額は1,030万円であり、起債の方法、利率、償還の方法は当初予算の内容と同様となっております。次に変更は、起債の目的は、辺地対策事業で限度額に300万円を追加しまして補正後の限度額を7,340万円とし、過疎対策事業は限度額に700万円を追加して補正後の限度額を2億490万円とし、限度額以外の変更はございません。以上、一般会計補正予算（第11号）についてご説明申し上げます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。10番、安藤幹夫議員。

○10番（安藤幹夫）

2点ほどお伺いをいたします。1点目はふるさと納税についての大幅な。

○議長（埴淵賢治）

ちょっとページ数お願いします。

○10番（安藤幹夫）

すみません。歳出では62ページ、歳入では57ページ、ふるさと納税について、まず1点目、お伺いします。大幅に減額になってしまったのは事実であって、寄附がないからそういうことなのか、制度が見直されたことによる要因なのかどのような分析をされて、それから今後どのように進めていくかの協議をされたのかの2点についてまず、もう1点は64ページ、企画財政におきます行政区地域つながり補助金に対してのことについてお伺いをいたします。1年目ということもあって周知が徹底されていないということの要因もあって全体の3割強の実績で終わってしまったんですけれども、これ3年の時限ですのでもやはり2年目、3年目に向けてはかなり高い確率で行政区に浸透することによって行政区活動がさらに進められる必要があると思いますけれども、次年度に向けてどのような周知を行うのか。以上2点についてご質問いたします。

○議長（埴淵賢治）

答弁、黒井商工観光課長。

○商工観光課長（黒井敦志）

はい。ふるさと納税についてお答えさせていただきます。大変盛り上がっていたふるさと納税だったんですけれども、だんだんと自治体間の競争が激しさを増していきました。そこでついには高額な返礼金などが問題となっていて、その後総務省から返礼品の上限が示されることとなり、ある意味華美な返礼品が減り沈静化というかブームが少し落ち着いたという雰囲気になってしまいました。これにより全国的にふるさと納税は減少傾向となり、十勝管内の一部の自治体を除く多くの自治体も減少となっています。鹿追町も昨年は約1億1,000万でしたが、現在では約7,000万ということ今日、ご提示させていただきました減少となっています。各事業所ともこの問題については意見交換をしております、やはり魅力ある返礼品作りというか商品化をしないとならないということをお話し合っています。あとわれわれとしてもまだまだ情報発信をするべきだったなということもありますので、さらにホームページやフェイスブックとかを利用した情報発信を積極的に行うなどして収入増に努めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いたします。

○議長（埴淵賢治）

渡辺企画財政課長。

○企画財政課長（渡辺雅人）

はい。つながり助成金の関係で新年度に向けてどのような周知をとったご質問かと思
います。今、言われたとおりですね初年度であります今年度であります。町内全60行
政区のうち現在のところは、22の行政区に活用していただいているところであります。
今年6月から年度途中からのスタートということもございまして、春の環境美化活動など
が終わった後というところもあったのかと思います。またこれもですね初年度ということ
もあってそれぞれ行政区のほうです、具体的にどんなことをやったらいいのかという
ような戸惑い等もあったのではないかとこのように思っております。今年度ですね各行政
区での活動事例が先月、広報の3月号でご紹介をさせていただきましたけれども、そうい
った情報発信とですね、また3月、4月ちょうど市街地区の行政区長、行政区の役員さん
が変わる時期でもございますので、この時期に合わせてまたさらに周知をしていきたいと
思いますし、また行政区以外にも各団体ですね、団体等への周知も考えていきたいとい
うふうに思っております。以上でございます。

○議長（埴渕賢治）

再質問ありますか。安藤幹夫議員。

○10番（安藤幹夫）

ふるさと納税については、もともと寄附金ですのでそんなに期待するものではないもの
かもしれないですけれども、一度あったものはやっぱりなるべく持続する方法を検討願
いたいというふうに思います。そこでつながり交付金について今、課長のお話もありました
けれども、広報紙の今月の1ページ目、2ページ目で特集を組んでより具体的に事例を挙
げ、さらに推進はしているんですけれども、せっかく特集を組んで素晴らしい情報発信だ
と思うんですけれども、広報紙だけではやっぱりそんなに中には目も通さない方もいらっ
しゃるというふうに伺っていますし、行政区の中にそれぞれ団体もございます。議会も今
まちなか会議で老人会を回っていると老人会のほうになかなかその話が伝わっていないと。
結構事業の中には、老人会が関わる事業がかなりあるんですけれどもその辺が行政区との
連携がうまく取れていなくて実施できないのかなということ。例えばその老人会ばかりで
はなく地域の中には子ども会もありますし、それぞれ例えば防災だったら防災委員がいた
り、保健福祉のほうであったら保健推進委員がいたりということでより地域の中での役割
分担もされているわけです。そういった方々との連携がより親密に取れるとさらに素晴ら

しい活動ができるのかなということの思いと、それからできましたらせっかく特集を組んでそれぞれの行政区、公民館なり会館を持っているわけですから、日常的に目に入るような方法でやっぱりその行政区の中で周知をしていただいて、申告なり計画書なりを作成するのは行政区としても、その中でどういったものが5項目の、大きく分けると5項目のうちの2項目をクリアすればこれは事業として成り立つわけですから、そういった方法をひとつ考えながら一歩踏み込んで周知ができないのかなという思いがありますので、ぜひとも次年度に向けてはそういった行政主導ではなく、住民目線でもうちょっと、例えば最後の不審な点があったらご相談くださいと、その後ろにせめて電話番号も載っていただければいいのかなということも感じますし、やはりもし分からなければ職員を派遣して地域と一緒に相談するよといったような方法を取って、ぜひとも2年目、3年目に向けては有意義なる事業にしていただければという私の思いがありますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（埴淵賢治）

吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

私のほうからも一言お話ししますが、まずふるさと納税についてはね、本来の主旨から若干外れて商品をどんどん返礼品として送って、それがうんぬんというねそういう主旨にどんどん変わってしまった。その方向性も近年ではね海のものだとかそういうものにかなり人気が集まってきて、全国的にもね北海道もそうですけれども全自治体がおそらくこのことについては関心を持って何らかのアプローチをしながらやっているわけですが、そういう状況になって本町のようにですね、何ていうか海のものない町については若干不利な状況になってきたかなというふうに思いますけれども、ただこれも少しこのことについてね考えを変える必要があるんでないかと。まあ数十億円ね集めた町村もありますけれども、これも数億円単位でね、事実減っております。ですからこれをいつまでもね財源としてのまちづくりは今の考え方では無理だろうというふうに思います。ただ私は地域を、その町を応援をするというね本来の主旨に戻るとまちの魅力だとかそういうものに対するアピールをね、そういうものをしていってこの町にこういう主旨で応援をしたいと、あるいは応援をしてほしいとそういうような形での今後はね考え方にシフトしていかなければですね本来の姿にはなっていないのではないかとというふうに考えております。本町は東京だとかねそういうところも連携をしながらするわけですから、そういう意味では、

そういう意味でのアプローチを今後していきたいというふうに思って、寄附をしていただけるのは非常にありがたいわけですから。それからもう1つ、今の地域のつながりですけれども正直言って私はいつも地域マネージャーをやっている職員に対してねこの事業をやらんとした主旨をやっぱり会議のときの出席をするわけですから、その主旨をよく理解をしてもらうように、それからこれは団体に対する補助ではありませんから、やはり行政が本来行うべきかもしれないけれども、手の及ばない、そして地域の共助、互助ということでのそういう形での地域活動活発にして自分たちの地域の機能を高めていってほしいという主旨でありますから。その中には特にやっぱり顕著なのはね防災だとかそれから地域の子育てだとか高齢者に対する労わりだとか、そういうものをね大きく私はこの主旨の中で地域でやるべきことについてのお願いをしたいということでもありますから。そういう意味では各課長に対してもね私は自分のところでこの主旨を生かしてやってもらいたいこと、それをどんどんやっぱりあの行政区長さんともねそういう人と相談をして、事業を起こしてもらおうと。このお金をしっかりと生かして地域で活動を活発にしてほしいという指導をしておりますんでね、今後もその主旨で徹底をしていきたいというふうに考えております。老人会だとかねそういうところに直接行ってあなたのところでこれをやりなさいという主旨ではないんでね、その辺も踏まえながら、ある行政区の中でその主旨を踏まえてどういうふうにならねばいかというふうなことは、地域の事情それぞれありますから、やり方というのは自由になろうかというふうに思っていますから。いずれにしてもこれからの時代、行政だけでね目の行き届かないところも多々ありますのでこういう活動を活発にしてほしい。要するに上手に上意下達っていうかね、回覧を回すだけの行政区じゃなくて活発なそういう主旨を生かしての、ですからそういう意味ではこれからの行政区活動のあり方というものについても、しっかりとわれわれも踏まえてお願いをしていく必要があるかなというふうに考えております。以上であります。

○議長（埴淵賢治）

再質問ありますか。他、質疑、4番、台蔵誠一議員。

○4番（台蔵征一）

2点について質問したいと思います。1点目、66ページ、ジオパーク事業の関係ですけれども、昨年12月、4年ごとの再認定、認定されて新聞にも報道され活発な活動に向かっているところでもありますけれども、老人会との説明会、懇談会やる中でも出てきたんですけれども、ジオパークそのものの活動内容についてねもうちょっと町民に分かるよう

に周知してほしいという表現の仕方をされているわけですが、ぜひあの地区ごとにもですねジオパークの説明会、懇談会的なものをですねやってほしいというご意見もありましたので、どうぞそういう積極的な町民に対しての活動の周知をお願いしたいというふうに思います。もう1点、67ページの仮称ハウス野菜栽培推進協議会、これ補助金出してかなりの逆に利用が少なかったのか、活動補助金が減額になっているわけですが、ここのところの協議会がどのように設立される予定なのか、まだ設立されたと聞いていないんですけれども、その内容、どういうメンバーを集めてこの協議会が設立されるのか。そこのご説明をお願いいたします。

○議長（埴淵賢治）

まずジオパークの関係で黒井商工観光課長。

○ジオパーク推進室長（黒井敦志）

ジオパークについてご説明します。ジオパークに関して町民へ理解を深めていく関係については昨年ですね、広報紙で特集を組みましたが本当に直接町民の方に本当に膝を割ってですね話すことが必要かと思えます。鹿追でジオを進めることで鹿追の価値が高まるんだよと、そして経済的にもいいことがあり、そして教育的、そして担い手の育成にもなるんだよと、ジオをやることについて鹿追をどんどん本当に深まるというのですか。理解が深まって、なぜ鹿追がこういう土地になってどうしてこういう農畜産物が生まれるか。もっともっと話さなければならないことがいっぱいあると思えますので、今日ご提案いただきましたので、さらにそういうPRに努めてまいりたいと思えます。以上です。

○議長（埴淵賢治）

ただ今、ジオパーク推進室長の答弁でありました。次に農業振興課長、菅原農業振興課長。渡辺企画財政課長。

○企画財政課長（渡辺雅人）

はい。瓜幕バイオガスプラントのですね、野菜栽培協議会の関係でございますが、瓜幕バイオ余剰熱の活用ハウス野菜栽培事業についてはですね、国の地方交付金、地方創生交付金事業で平成28年から2分の1の補助をいただきながら行なっているところでありますが、その公共事業の基となります地域再生計画において将来ですね事業の運営主体といたしまして、民間団体等も含めた官民共同の組合を位置付けているところでございます。現在のところハウスができてまだ試験栽培というところでございますので、まだその組合を立ち上げるというところまでは至っていない状況でございますので、この予算につ

いては減額というところでございます。またそのどういったメンバーでというところについてもですね、まだ今後検討というところでございます。以上でございます。

○議長（埴淵賢治）

台蔵議員、再質問ありますか。どうぞ。

○4番（台蔵征一）

今のジオパークのほうはぜひ積極的に、後ほど情報提供、室長にもしたいと思っておりますので、ぜひ希望のある地域に行ってジオの詳しい説明をしていただけるとありがたいと思います。2点目のハウスの栽培の関係、企画の方で地域創生、他にはない取り組みということで鹿追町が選ばれハウスが今、できつつあって野菜ができてくるわけですが、ぜひ積極的にですねその今の協議会なるものを作っていただいて具体的なものに形にしたい。希望して、答弁はよろしいです。お願いいたします。

○議長（埴淵賢治）

他に質疑ありますか。1番、山口優子議員。

○1番（山口優子）

70ページ、民生費、児童福祉費、こども園費のことでお伺いします。新しいこども園の建設の実施設計の予算ということですが、調理場のアレルギーの対応についてのタイプのアレルギーに対応しているのかお伺いします。

○議長（埴淵賢治）

答弁、子育てスマイル課長、松井課長。

○子育てスマイル課長（松井裕二）

はい。今回、工事費の関係は出ておりませんが、アレルギーに対しましては今後ですね多種のアレルギーに対して検討しながら実施していきたいと思っております。これだけのアレルギーということではなくて、調査をしましてどのアレルギーに対しても対応できるようにしていきたいと思っております。

○議長（埴淵賢治）

はい、山口議員。

○1番（山口優子）

なるべく多くのアレルギーに対応していただけるということであればありがたいとは思いますが、例えば設計上対応できないアレルギーとかもあるかと思うんです。例えば小麦のアレルギーとかでしたら、部屋を分けないといけないということで、どのアレ

アレルギーに対応するかによって設計も変わってくるかと思うので、そのあたりについてお伺いしたいです。

○議長（埴淵賢治）

答弁、松井スマイル課長。

○子育てスマイル課長（松井裕二）

資料ですね、今手持ちにありませんので準備をいたしまして、後ほど答弁させていただいてよろしいでしょうか。

○議長（埴淵賢治）

吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

このアレルギー問題はねやっぱり非常に難しい、非常に関心の高い、子育て中の人はずねこのことについて非常にこの過敏になっているというかね、そういうふうになっているというふうに思いますけれども、ただアレルギーのね、今どのアレルギーに対応できるかといってもね、アレルギーは時間とともにね時代とともに新しい食物なりいろんな環境の変化によってね変わってくると思うんですよね。ですから建設のときにねどれだけのものに対応できるかといっても、未来起きてくるようなそういうものだっていっぱいあるわけですよね。ですからやっぱりその時々のは対応が必要なんだろうというふうに思っていますから。したがってこういう共同の施設の中でね全て細やかに何でもかんでもということには私はならないだろうと。ですからそういう施設においてできる可能な限りのものについてはね、私どもも検討させていただきませうけれども、全てのものに大丈夫だということにはこれは言えないし、期待してもらっても私は難しいんじゃないかというふうに思っています。いろんな機関と相談をしながら最低限、安心をしてできるような今の状況の中でできるようなことを踏まえて対応したい。このように考えております。以上です。

○議長（埴淵賢治）

再質問、山口議員。

○1番（山口優子）

はい。ちょっと私の申し上げ方に語弊があったかと思うんですけれども、決して全てのアレルギーに対応しろと申し上げているわけではございません。もちろん予算もありますし、全員の方の希望に沿うようなことは不可能であるかということは十分に理解しております。ただこれには対応できますけれどもこれには対応できませんというような線引きと

どうか、そういうことが必要だと思ってまして、それは設計の段階から関わってくる。例えば学校給食センターですとかはこれとこれのアレルギーに対応するという前提で設計を進めているという施設ですのでそういった観点で質問させていただきました。答弁は結構です。

○議長（埴淵賢治）

答弁、いいですか。他、ありませんか。9番、吉田稔議員。

○9番（吉田稔）

ページ数で64ページ、土地購入と家屋の購入費、これ当然先ほど説明ありましたとおり旧海老金さんの土地と建物を取得するということになるかと思えますし、またそういった面で町長から全員協議会等々も含めてですねこれらあたりの対応の部分、またその管理運営等々にも立ち入って質問させていただいているわけですが、ここらあたりね国際交流、また台東区との交流、またジオパークとの関係等々含めてね、当時町長は人を置かないで運営管理ができればいいなというような考え方を示したわけだけでも、いずれにしても鍵を借りて開けて入っていくということになればね、当然その辺あたりの交流施設としてのあり方等々含めてね、ちょっと不自然かなというふうに思うわけだけでもそれあたり今後の流れ的な部分としては、人を置いて一定のコミュニティを図りながらね取り組んでいくという状況値もあるし、またいろんな人がたが患者輸送バス、また患者的な部分でまた市街地区でたむろするそういったカフェ的な部分でコミュニティだわな。そういった根幹を持つということも大事かなということも思うんだけれども、まだ町長最終的にこうするよというよりも、希望的に流れの部分でこのようにやりたいなという部分があればですね、ご発言をいただきたいなというふうに思います。

○議長（埴淵賢治）

答弁、吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

あんまり具体的なことを言うとねコンクリになっちゃうんでねあれなんだけれども、今、今朝もね担当といろいろ話をしたり今度改装に当たってねどういうふうに設計をするのかについて、ある程度の指示をしております。当初はね無人のところでもやりたいというようなそういうようなお話もしておりましたけれども、結局いろいろなもの造っても町の中の中心的な場所にあるものが無人でね、どれだけ利用されるか。この利用の仕方については台東区、あるいはカナダという状況の中で加えてジオパークのPRの効果等々についても

若干加味していこうというふうに考えておりますので、それにしてもですね、やっぱり来た方が気楽にその中に入って利用していただかね、そういうものをいろいろ考えるとやっぱり町の人たちとの交流もそういう場所で多少はできるような機能を持たせる必要があるということで、今検討をしておりますけれどもその中にね人を置くことになれば当然人件費がかかります。人件費をわずかでも生み出す方法もねやっぱり考えておく必要があるなということでありまして、この管理の仕方については委託方式にするのかどういふふうにするかはまだ分かりませんが、いずれにしてもお茶を飲む場所、小カフェのようなそういうような機能を持たせて収入を得ながら若干の人件費を使用しながら全体的には常に動いているというか、ぬくもりのあるそういう場所にすべきではないかということで、どんなふうにですねあのスペースを使ってできるかについては今検討に入りましたのでご期待をいただきたいとこのように思います。以上であります。

○議長（埴淵賢治）

他、質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第17号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

起立10名

○議長（埴淵賢治）

起立多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程21 議案第18号 平成29年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算
(第5号) について

○議長（埴淵賢治）

日程21、議案第18号、平成29年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第18号は、平成29年度国民健康保険特別会計補正予算（第5号）となるものです。「平成29年度国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。」といたしまして、第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出からそれぞれ1億1,142万6千円を減額しまして、総額を8億6,176万円とするものであります。補正予算の内容につきましては歳出、96ページよりご説明申し上げます。総務費、総務管理費、一般管理費の役務費で3万9千円、委託料で8万8千円、負担金で185万7千円のそれぞれ減額、連合会負担金の負担金で493万円の減額、徴税費、賦課徴収費の役務費で8千円の減額、運営協議会費、運営協議会費の報酬で6万5千円、旅費で合計5万9千円のそれぞれ減額、保険給付費、療養諸費、一般被保険者療養給付費の負担金で6,610万円の減額、退職被保険者等療養給付費の負担金で470万円の減額、一般被保険者療養費の負担金で91万円の減額、退職被保険者等療養費の負担金で5万円の減額、審査支払手数料の役務費で7万円の減額、高額療養費、一般被保険者高額療養費の負担金で1,050万円の減額、退職被保険者等高額療養費の負担金で45万円の減額、一般被保険者高額介護合算療養費の負担金で19万9千円の減額、退職被保険者等高額介護合算療養費の負担金で9万9千円の減額、移送費、一般被保険者移送費の負担金で9千円の減額、退職被保険者等移送費の負担金で9千円の減額、出産育児諸費、出産育児一時金の負担金で168万円の減額、葬祭諸費、葬祭費の負担金で10万円の減額、款項目、後期高齢者支援金及び介護納付金は財源内訳の補正であります。款項、共同事業拠出金、高額医療費拠出金の負担金で1,037万7千円の減額、保険財政共同安定化事業拠出金の負担金で1,011万1千円の減額、保健事業費、特定健康診査等事業費、特定健康診査等事業費の需用費、消耗品費で1万円、役務費で4万5千円のそれぞれ減額、委託料で12万3千円の追加、保健事業費、保健事業費の役務費で2万5千円の減額、委託料で合計70万4千円の追加、諸支出金、繰出金、直営診療施設勘定繰出金の繰出金で323万7千円の追加、款項目、予備費で300万円減額であります。次に歳入、91ページからご説明いたします。款項、国民健康保険税、一般被保険者国民健康保険税で保険税の医療給付費分現年課税分で1,121万1千円、後期高齢者支援金分現年課税分で466万1千円のそれぞれ減額、介護納付金分現年課税分で6万2千円の追加、退職被保険者等国民健康保険税の医療給付費分現年課税分で21万3千円、後期高齢者支援金分現年課税分で7万7千円のそれぞれ減額、介護納付金分現年課税分で10万1千円の追加、国庫支出金、国庫負担金、療養給付費等負担金の現年度分で8,480万9千円の減額、高額医療費共同事業負担金

の高額医療費共同事業負担金で265万9千円の減額、特定健康診査等負担金の現年度分で4万1千円の追加、国庫補助金、財政調整交付金、財政調整交付金で合計489万3千円の減額、国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金の国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金で275万3千円の減額、款項目、療養給付費交付金の現年度分で509万5千円の減額、款項目、前期高齢者交付金の前期高齢者交付金で2,594万円の追加、道支出金、道負担金、高額医療費共同事業負担金の高額医療費共同事業負担金で265万9千円の減額、特定健康診査等負担金の現年度分で4万1千円の追加、道補助金、財政調整交付金の財政調整交付金で合計321万6千円の減額、款項目、共同事業交付金の共同事業交付金で1,586万3千円、保険財政共同安定化事業交付金で3,253万4千円のそれぞれ減額、繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金のその他一般会計繰入金で3,239万6千円の追加、諸収入、雑入、返納金の返納金で51万3千円、雑入の雑入で12万3千円のそれぞれ追加であります。以上、国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。ご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第18号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

それでは、ここで暫時休憩といたします。再開は2時10分とします。

休憩 13時57分

再開 14時10分

○議長（埴淵賢治）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程 22 議案第 19 号 平成 29 年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正
予算（第 2 号）について

○議長（埴淵賢治）

日程 22、議案第 19 号、平成 29 年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 19 号は、平成 29 年度国民健康保険病院事業会計補正予算（第 2 号）となるものです。「第 1 条、平成 29 年度国民健康保険病院事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。」といたしまして、第 2 条は、予算第 2 条に定めます業務の予定量の補正であり、（3）年間患者数 1 入院、「1 万 4, 600 人」を 921 人減としまして、「1 万 3, 679 人」に、2 外来「2 万 1, 870 人」を 406 人増としまして、「2 万 2, 276 人」に、（4）1 日平均患者数 1 入院「40 人」を 3 人減として「37 人」に、2 外来「90 人」を 2 人増として「92 人」に、（5）建設改良事業 1 有形固定資産購入費「490 万 2 千円」を 62 万 3 千円減額しまして、「427 万 9 千円」にそれぞれ改めるものであります。第 3 条は、予算第 3 条に定めます収益的収入及び支出の補正であり、収入の補正につきましては、第 1 款、病院事業収益、第 1 項、医業収益に 242 万 6 千円の追加、第 2 項、医業外収益から 3,705 万 8 千円の減額で合計 3,463 万 2 千円の減額で、補正後の額を 6 億 8,991 万 1 千円とするものであります。支出につきましては、第 1 款、病院事業費用、第 1 項、医業費用に 2,126 万 3 千円を追加し、補正後の額を 7 億 4,580 万 6 千円とするものであります。なお支出額に対しまして不足する収入額 5,589 万 5 千円につきましては、議案には記載しておりませんが地方公益医療法第 32 条の 2 及び鹿追町国民健康保険病院事業の余剰金の処分等に関する条例、第 4 条の規定により利益積立金をもって補填することとしております。第 4 条は、予算第 4 条に定めます資本的収入及び支出の補正であり、かっこ書き中の資本的収入額が資本的支出に対して不足する額「373 万 4 千円」から 106 万 9 千円を減額しまして「266 万 5 千円」に改め、収入の補正はにつきましては、第 1 款、資本的収入、第 2 項、他会計補助金に 44 万 6 千円を追加し、補正後の額を 4,329 万 8 千円とし、支出の補正は第 1 款、資本的支出、第 1 項、

建設改良費から62万3千円を減額しまして、補正後の額を4,596万3千円とするものであります。第5条は、予算第6条に定めます議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正であり、(1)職員給与費「3億7,981万円」から389万3千円を減額しまして「3億7,591万7千円」とするものであります。第6条は、予算第7条に定めます他会計からの補助金の補正であり「2億125万7千円」から3,657万7千円を減額しまして「1億6,468万円」とするものであります。第7条は、予算第8条に定めますたな卸資産の購入限度額の補正であり「1億4,800万円」に2,337万7千円を追加して「1億7,137万7千円」とするものであります。補正の詳細につきましては、次のページの予算説明書によりご説明申し上げます。収益的収入及び支出の収入は、病院事業収益、医業収益、入院収益で1,233万1千円の減額、外来収益で1,238万9千円の追加、その他医業収益で合計236万8千円の追加で、合計242万6千円の追加、医業外収益の長期前受金戻入で9万4千円の追加、他会計補助金で合計3,702万3千円の減額、患者外給食収益で27万3千円の減額、その他医業外収益で14万4千円の追加で、合計3,705万8千円の減額であります。次に支出は病院事業費用、医業費用、給与費で給与費外で合計389万3千円の減額、材料費の薬品費で2,337万7千円、経費の職員被服費外で合計105万6千円、減価償却費で6万9千円、資産減耗費のたな卸資産減耗費で合計65万4千円のそれぞれ追加で合計2,126万3千円の追加であります。次に資本的収入及び支出の収入は、資本的収入、他会計補助金、他会計補助金で44万6千円の追加、支出につきましては資本的支出、建設改良費、有形固定資産購入費の器械備品購入費で62万3千円の減額であります。以上、国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長(埴淵賢治)

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(埴淵賢治)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(埴淵賢治)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第19号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程 23 議案第 20 号 平成 29 年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算（第 5 号）について

○議長（埴淵賢治）

日程 23、議案第 20 号、平成 29 年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算（第 5 号）についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 20 号は、平成 29 年度簡易水道特別会計補正予算（第 5 号）となるものです。「平成 29 年度簡易水道特別会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。」といたしまして、第 1 条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出からにそれぞれ 1,650 万 9 千円を減額しまして、総額を 1 億 6,013 万 8 千円とするものであります。第 2 表は地方債の補正、変更であります。補正予算の内容につきましては歳出、115 ページよりご説明申し上げます。事業費、水道総務費、一般管理費の役務費で 4 万 4 千円の追加、公課費で 13 万 7 千円の減額、水道施設費、施設管理費の委託料で合計 1,641 万 6 千円の減額であります。続きまして歳入、前ページとなります。繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金の一般会計繰入金で 339 万 1 千円の追加、款項、町債、簡易水道事業債の簡易水道事業債で 1,780 万円の減額、道支出金、道補助金、簡易水道事業費道補助金の簡易水道事業費補助金で 210 万円の減額であります。次に 111 ページ、第 2 表の地方債の補正、変更についてご説明いたします。起債の目的は、簡易水道事業であり限度額から 1,780 万円を減額しまして、補正後の限度額を 1,710 万円とするもので、限度額以外の変更はございません。以上、簡易水道特別会計補正予算（第 5 号）についてご説明申し上げます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第20号を採決します。
この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程24 議案第21号 平成29年度鹿追町下水道特別会計補正予算（第6号）について

○議長（埴淵賢治）

日程24、議案第21号、平成29年度鹿追町下水道特別会計補正予算（第6号）についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第24号は、平成29年度下水道特別会計補正予算（第6号）となるものです。「平成29年度下水道特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。」といたしまして、第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出からそれぞれ665万6千円を減額しまして、総額を3億1,984万1千円とするものであります。第2表は地方債の補正、変更であります。補正予算の内容につきまして歳出、123ページよりご説明申し上げます。管理費、一般管理費、一般管理費の負担金で4万円、公課費で385万6千円のそれぞれ減額、施設管理費、公共下水道施設管理費は財源内訳の補正です。款項、事業費、個別排水処理施設整備事業費の工事請負費で276万円の減額、公債費、公共下水道事業公債費の元金及び利子につきましては財源内訳の補正であります。続きまして歳入、122ページとなります。使用料及び手数料、使用料、下水道使用料の下水道使用料で310万円の減額、繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金の一般会計繰入金で175万6千円の減額、款項、町債、下水道事業債の個別排水処理整備事業債で180万円の減額であります。次に119ページ、第2表の地方債の補正、変更についてご説明申し上げます。起債の目的は、個別排水処理施設整備事業であり、限度額から180万円を減額しまして補正後の限度額を1,540万円とするもので限度額以外の変更はございません。以上、下

水道特別会計補正予算（第6号）についてご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第21号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程25 議案第22号 平成29年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第5号）について

○議長（埴淵賢治）

日程25、議案第22号、平成29年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第5号）についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第22号は、平成29年度介護保険特別会計補正予算（第5号）となるものです。「平成29年度介護保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。」といたしまして、第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出からそれぞれ384万2千円を減額しまして、総額を5億940万8千円とするものであります。補正予算の内容につきまして歳出、138ページよりご説明いたします。総務費、総務管理費、一般管理費の役務費で1万8千円の減額、介護認定審査会費、介護認定審査会費の負担金で6万円の減額、認定調査費の委託料で8万3千円の減額、保険給付費、介護サービス等諸費、居宅介護サービス給付費の負担金で168万1千円の追加、居宅介護サービス計画給付費の負担金で11万6千円の追加、施設介護サービス給付費の負担金で451万8千円の減額、

福祉用具購入費は財源内訳の補正であります。住宅改修費の負担金で77万2千円の減額、高額介護合算療養費の負担金で26万5千円の追加、地域密着型サービス給付費の負担金で67万7千円の減額、高額介護サービス等費、高額介護サービス等費の負担金で39万2千円の追加、特定入所者介護サービス等費、特定入所者介護サービス等費の負担金で138万7千円の追加、地域支援事業費、介護予防・生活支援サービス事業費、介護予防・生活支援サービス事業費の負担金で15万1千円の減額、介護予防ケアマネジメント事業費の委託料で8万6千円の減額、一般介護予防事業費、一般介護予防事業費の報償費で25万円の減額、包括的支援事業・任意事業費の任意事業費は財源内訳の補正であります。生活支援体制整備事業費の委託料で103万8千円の減額、認知症総合支援事業費の旅費で2万1千円の減額、款項、基金積立金、介護給付費準備基金積立金の積立金で9千円の減額、諸支出金、償還金及び還付加算金、償還金は財源内訳の補正であります。続きまして歳入、132ページとなります。款項、介護保険料、第1号被保険者保険料の現年度分で1,724万2千円の減額、滞納繰越分で2万4千円の追加、国庫支出金、国庫負担金、介護給付費負担金の現年度分で658万2千円の追加、国庫補助金、調整交付金の現年度分調整交付金で553万8千円の減額、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）の現年度分で6万円の減額、地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業以外）の現年度分で40万2千円の減額、道支出金、道負担金、介護給付費負担金の現年度分で76万1千円の追加、財政安定化基金支出金、交付金の交付金で161万5千円の追加、道補助金、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）の現年度分で3万円の減額、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）の現年度分で20万6千円の減額、款項、支払基金交付金、介護給付費交付金の現年度分で243万4千円の減額、地域支援事業交付金の現年度分で2万3千円の減額、財産収入、財産運用収入、利子及び配当金の利子及び配当金で9千円の減額、繰入金、一般会計繰入金、介護給付費繰入金の現年度分で323万6千円の減額、地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）の現年度分で33万8千円の減額、地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）の現年度分で20万7千円の減額、その他一般会計繰入金の事務費繰入金で16万1千円の減額、低所得者保険料軽減繰入金の現年度分で1万7千円の追加、基金繰入金、介護給付費準備基金繰入金の介護給付費準備基金繰入金で13万6千円の追加、款項目、繰越金の前年度繰越金で6万4千円の追加、町債、財政安定化基金貸付金、財政安定化基金貸付金の財政安定化基金貸付金で1,689万9千円の追加、諸収

入、雑入、雑入の雑入で5万4千円の減額であります。以上、介護保険特別会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第22号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程26 議案第23号 平成29年度鹿追町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

○議長（埴淵賢治）

日程26、議案第23号、平成29年度鹿追町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第23号は、平成29年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）となるものです。「平成29年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。」といたしまして、第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ378万1千円を追加しまして総額を8,191万5千円とするものであります。補正予算の内容につきまして歳出、149ページよりご説明いたします。款項目、後期高齢者医療広域連合納付金の負担金で378万1千円の追加であります。次に歳入、前ページとなります。款項、後期高齢者医療保険料特別徴収保険料の現年度分で159万8千円の減額、普通徴収保険料の現年度分で458万2千円、滞納繰越分で6万9千円のそれぞれ追加、款

項目、繰越金の前年度繰越金で72万8千円の追加となるものであります。以上、後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第23号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程27 議案第24号 平成30年度鹿追町一般会計予算について

日程28 議案第25号 平成30年度鹿追町国民健康保険特別会計予算について

日程29 議案第26号 平成30年度鹿追町国民健康保険病院事業会計予算について

日程30 議案第27号 平成30年度鹿追町簡易水道特別会計予算について

日程31 議案第28号 平成30年度鹿追町下水道特別会計予算について

日程32 議案第29号 平成30年度鹿追町介護保険特別会計予算について

日程33 議案第30号 平成30年度鹿追町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（埴淵賢治）

日程27、議案第24号、平成30年度鹿追町一般会計予算について、日程28、議案第25号 平成30年度鹿追町国民健康保険特別会計予算について、日程29、議案第26号、平成30年度鹿追町国民健康保険病院事業会計予算について、日程30、議案第2

7号、平成30年度鹿追町簡易水道特別会計予算について、日程31、議案第28号、平成30年度鹿追町下水道特別会計予算について、日程32、議案第29号、平成30年度鹿追町介護保険特別会計予算について、日程33、議案第30号、平成30年度鹿追町後期高齢者医療特別会計予算について、以上7件については、関連がありますので一括議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第24号、平成30年度鹿追町一般会計予算及び第25号、平成30年度国民健康保険特別会計予算から第30号、平成30年度後期高齢者医療特別会計予算までの6特別会計予算、計7件につきまして一括して説明を申し上げます。予算書の表紙を開いていただきまして平成30年度鹿追町各会計予算書別集計表により、その規模等を申し上げまして説明とさせていただきます。本年度当初予算額と前年度当初予算額の比較であります。まず平成30年度一般会計当初予算は66億1,100万円となっており、前年度当初予算対比では8,500万円、1.3%の増であります。その要因につきましては、こども園建設事業で約2億8,000万円、交際費の償還等で約1億600万円、再生可能エネルギー整備事業で約5,500万円の増となる一方で車両購入費で約1億円、美蔓貯水池整備工事外工事関係で約9千円の減となり、合わせまして経常経費につきましては極力抑制を行いながら予算編成をいたしたところであります。以下、6特別会計について申し上げます。国民健康保険特別会計につきましては、当初予算額は7億5,082万8千円であり、前年対比2億2,085万1千円、22.7%の減であり、保険者が北海道となり、高額医療共同事業が北海道に移ることが主な原因となっております。国民健康保険病院事業会計につきましては、収益的収支、資本的収支を合わせまして当初予算額7億8,463万5千円であり、前年対比1,456万4千円、1.9%の増であります。その主な要因につきましては資本的収支の備品購入による増であります。簡易水道特別会計につきましては、当初予算額1億2,757万2千円であり、前年対比366万円、2.6%の減であり、いずみ野団地排水管整備完了によるものであります。下水道特別会計では、当初予算額は3億1,824万円であり、前年対比4,413万8千円、12.2%の減であり、いずみ野団地排水管増設の完了と合わせまして然別湖畔浄化センター機器更新の事業費減によるものであります。介護保険特別会計につきましては、当初予算額4億9,753万7千円であり、前年対比2,677万9千円、5.7%の増であり、介護サービス負担金の増によるものであります。後期高齢者医療特別会計につきましては、当初予算額8,

667万3千円であり、前年対比829万1千円、10.6%の増であり、広域連合納付金の増によるものであります。全会計では当初予算総額9億7,648万5千円であり、前年対比1億3,371万5千円、1.4%の減となっております。以上で議案第24号、鹿追町一般会計予算及び第25号から第30号まで6特別会計予算につきまして一括ご説明を申し上げます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。失礼しました。簡易水道特別会計につきましては、対前年対比336万円、2.6%の減であります。以上です。

○議長（埴淵賢治）

お諮りします。本案については、議長を除く10人の委員で構成する平成30年度鹿追町各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して会期中の審査にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。本案については平成30年度鹿追町各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して会期中の審査とすることに決定しました。ここで暫時休憩いたします。再開は3時00分といたします。

休憩 14時43分

再開 15時00分

○議長（埴淵賢治）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

平成30年度鹿追町各会計予算審査特別委員会の結果についてを報告いたします。委員長、副委員長の互選が行われ、委員長には安藤幹夫委員、副委員長には台蔵征一委員が互選されました。日程については3月16日、20日、22日とし、開会時間は16日は午前9時30分、20日は午後1時、22日は午前9時30分からそれぞれ行われることに決定をいたしましたので併せて報告をいたします。

日程34 議案第31号 公の施設の指定管理者の指定について

○議長（埴淵賢治）

日程34、議案第31号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第31号は、公の施設の指定管理者の指定についてであります。提案理由を申し上げます。町営牧場の管理は、鹿追町町営牧場管理条例、第13条の指定管理者による管理第1項及び鹿追町の公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例、第5条の公募によらない指定管理者の候補者の選定等の第1項、第1号、当該施設の性格、規模及び機能により公募することが適さないと認められるときの規定に基づきまして公募によらず、選定しました指定管理者の候補者の指定につきましてご提案を申し上げます。「公の施設の指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2、第6項の規定により、議会の議決を求める。」といたしまして、公の施設の名称は、鹿追町営牧場で、所在地は、鹿追町上幌内30番地4ほかであります。指定管理者となる団体の名称は、鹿追町農業協同組合、所在地は、鹿追町新町4丁目51番地で、代表者は、代表理事組合長、木幡浩喜氏であります。指定の期間は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3カ年であります。以上、町営牧場に係ります公の施設の指定管理者の指定についてをご説明申し上げます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第31号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程35 議案第32号 鹿追町道路線の認定について

日程36 議案第33号 鹿追町道路線の認定について

○議長（埴淵賢治）

日程35、議案第32号、鹿追町道路線の認定について、日程36、議案第33号、鹿追町道路線の認定について、以上2件については関連がありますので一括して提案説明と質疑、討論を行い、議件ごと採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第32号、議案第33号、鹿追町道路線の認定について、一括で説明をさせていただきます。提案理由を申し上げます。笹川及び上幌内地区での宅地分譲に伴いまして路線の認定を行うものであります。はじめに議案第32号、鹿追町道路線の認定についてご説明いたします。「次のとおり鹿追町道路線を認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。」といたしまして、整理番号3126の路線名、笹川北8線東通りで起点及び終点は、笹川北8線10番地とする総延長190メートル80について町道として認定したいとするものであります。なお重要な経過地につきましては記載のとおりであります。次に議案第33号、鹿追町道路線の認定についてであります。「次のとおり鹿追町道路線を認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。」といたしまして、整理番号4088の路線名、上幌内3線南線で起点を上幌内3線南3番95地先とし、終点を上幌内3線南3番93地先とする総延長63.8メートルについて町道として認定したいとするものであります。なお重要な経過地につきましては記載のとおりであります。以上、鹿追町道路線の認定について一括説明させていただきました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第32号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第33号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれにて散会します。

散会 15時07分

平成30年第1回鹿追町議会定例会会議録

1 議事日程第 2号

日時 平成30年3月14日(水曜日) 午前10時00分 開 議

場所 鹿追町議会議場

日程 1

一般質問

8番 狩野 正雄 議員

1番 山口 優子 議員

10番 安藤 幹夫 議員

3番 畑 久雄 議員

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(11名)

1番 山口 優子議員 2番 武藤 敦則議員 3番 畑 久雄議員

4番 台蔵 征一議員 5番 加納 茂議員 6番 上嶋 和志議員

7番 川染 洋議員 8番 狩野 正雄議員 9番 吉田 稔議員

10番 安藤 幹夫議員 11番 埴渕 賢治議員

4 欠席議員(なし)

5 本会議に説明のため出席したもの

町 長 吉田 弘志

農業委員会会長 菊池 輝夫

教育委員会教育長 大井 和行

代表監査委員 野村 英雄

6 町長の委任を受けて説明のため出席したもの

副 町 長 松本 新吾

総務課長	喜井知己
企画財政課長	渡辺雅人
町民課長	島かおる
農業振興課長	菅原義正
建設水道課長	櫻庭力
商工観光課長	
兼ジオパーク推進室長	黒井敦志
福祉課長	佐々木康人
瓜幕支所長	津田祐治
病院事務長	菊池光浩
子育てスマイル課長	松井裕二
消防署長	内海卓実
会計管理者	葛西浩二
総務課総務係長	武者正人
企画財政課長補佐兼財政係長	佐藤裕之

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席したもの

学校教育課長	草野礼行
社会教育課長	浅野悦伸

8 農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席したもの

事務局長	檜山敏行
------	------

9 議会事務局職員出席者

事務局長	坂井克巳
書記	高瀬俊一

平成30年3月14日（水曜日）午前10時00分 開議

○議長（埴淵賢治）

これから本日の会議を開きます。

日程1

一般質問

○議長（埴淵賢治）

日程1、一般質問を行います。質問の通告がありましたので、順次発言を許します。8番、狩野正雄議員。

○8番（狩野正雄）

ただ今、議長のお許しをいただきましたので、通告にしたがい一般質問を行います。標題は、人手不足解消への取り組みについてでございます。要旨を述べます。産業の担い手不足は、畑作・酪農・畜産などの農業関係だけではなく、土木・建築など多くの事業者から深刻な状況がやってくるという話を聞きます。産業の担い手がいなければ、仕事があっても対応できない、技術や知識の継承ができないという課題も示されております。この町で働いてみよう并希望する人が直面する問題は住む所と食事であります。これがクリアできれば安心して仕事に取り組みやすくなり、職場や地域に溶け込むことができると考えます。産業の担い手を確保して定住者を呼び込むためには、生活をサポートする体制や仕組みを考える必要があります。畑作農家では春のビートの移植での苗取り運搬作業、秋の馬鈴しょの収穫作業など、繁忙期での作業員の確保に苦労しています。都市部からや定年後の人、他の業種で働いていた人、学生など、いろいろな所へのPRで人手不足解消の行動も必要です。1、役場に開設した職業紹介窓口の問い合わせや実績は。2、アルバイトなどに応募する人への生活支援として、作業員寮（食事と住まい）を開設する考えは。3、担い手確保のために、事業者・関係機関・労働者などが集まりワークショップを行う考えは。以上です。

○議長（埴淵賢治）

答弁、吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

狩野議員からは、「人手不足解消への取り組みについて」と題しましてご質問をいただきましたので、順次お答えを申し上げます。人口減少社会に突入したわが国では、それに伴い労働力人口の減少が問題となっております。財務省が今年の1月に発表した「人手不足の現状及び対応策について」の調査結果によりますと、全国で1,341社のうち、「人手

不足と感じる」という企業は、71%に上っており、人手不足は拡大をしているというふうに思うのであります。さらに労働環境では、昨今話題となっている長時間労働、子育てや介護など働き方の多様化などさまざまな課題があると言われており、政府においても「働き方改革」を推進し、働く人の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会の実現を目指しているところであります。本町においても基幹産業である農業をはじめ、商工業、観光業、医療福祉など各産業における労働力・担い手の確保は、町の活性化、産業振興などまちづくりにおいて重要な課題と認識するものであります。まず1点目の「役場に開設した職業紹介窓口への問い合わせや実績は」についてお答えを申し上げます。昨年6月に町内の求人情報を広く発信し、求職と求人をマッチングすることにより、町内雇用の安定と移住定住の促進を図ることを目的といたしまして「鹿追町無料職業紹介所」国の許可を受けて企画財政課に設置をしたところであります。現在、17事業所から求人と求職者の登録がされておりまして、これまでに雇用契約に至ったケースはまだありませんけれども、現在2件の案件について、雇用に向けての調整を図っているところであります。これについてはですねさらにきめの細かい調査、対応をしながら求人求職カードのですね整理をして力を入れてまいりたいというふうに考えているところであります。2点目の「アルバイトに対応する人への生活支援として、作業員寮（食事と住まい）を開設する考えは」についてお答えを申し上げます。本町では、平成13年度から「定住促進住宅建設奨励制度」、平成15年度からは「賃貸住宅建設促進制度」、さらに平成24年度からは「民間賃貸住宅家賃助成制度」などの施策により、町民の住環境整備や住民生活の安定などを行っているところであります。これらの制度が活用され、現在まで、農業をはじめとする産業実習生や従業員の住宅が33件、アパート等については21件、建設をされたところがあります。近年、秋の馬鈴しょ収穫期においては労働力の確保が困難であるため、JAとして道内農業関係大学の学生を農業実習も兼ねて短期的なアルバイトとして、平成28年度は19名、延べ189名、平成29年度には34名、延べ486名を雇用しているところであります。町としては、この受け入れの宿泊先といたしまして、ピュアモルトクラブハウスの利用を支援しておりますけれども、この受け入れの人数なども限定がありますので課題となっているところであります。来年度につきましては、既存の公共施設を利用して、労働力の受け入れに対して支援を行なっていきたいと考えております。今後も学生に限らず、収穫繁忙期など短期間の受け入れが増加することが予想されております。町といたしましても農業関係をはじめとする産業全体における、短期的な労働者の宿泊施設など

の必要性について、関係機関等の意見も伺いながら今後、調査研究し共同でこういう対策を打っていききたいというふうに考えております。3点目の「担い手の確保のために、事業者、関係機関、労働者などが集まりワークショップを行う考えは」についてですが、今後においてもしばらくは酪農・畑作ともに農業の拡大傾向は続くことが予想され、労働力の確保は重要な課題と考えているところであります。先般の農業懇談会の中でもですね、終始労働力の不足が本町の各種産業、そしてとりわけ農業について…というお話を伺わせていただいたところであります。今後、雇用も含めた各関係機関等による協議の場を設けるということのご提案については必要かなというふうに考えておりますので、どういう形になるかまだしっかりとしたものがないかもしれませんが、それは考えていききたいとこのように考えております。ご質問の趣旨には住まいと食事があればというお話でありますけれども、私はそれだけでは今は人は集まらない時代ではないかなというふうに思っております。雇用の条件、給与も含めてですねそういう条件整備をしても今は人が不足をしていると、各業界ともにですねそういう時代であります。先般も農村地域に人を呼ぶということについては、やはりその町の魅力だとかそういうものですね十二分に発信していく必要があるという総合的なね対応が必要ではないかというご意見もございました。これらを踏まえて、議員ご質問の趣旨に沿ってですね、われわれも努力したいとこのように考えておりますので今後ともご指導のほどよろしく願いをして答弁に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（埴渕賢治）

狩野議員、再質問ありますか。どうぞ。

○8番（狩野正雄）

再質問いたします。1番のですね職業紹介窓口、やっぱりPR不足というか、本当に応募してみたいなという動機付けとかね、そういうものやっぱりインセンティブと言いますか、そのものが強く押し出せるような方法がないかなというふうにもっともっと研究したり、他の例をね参考にしながらやっていくことも必要ではないかと思えます。2番目のですね、アルバイトに対する応募者ですけども、2番についてはですね去年36名とか、本当にイモの時期とかは人手が不足している。大変な確保するために大変な思いしている。今、盛んにですねハウスではビートのポット作りを一生懸命やっています。ですけどもそれについてもですねこういう話がありましてねそれは深刻だなあと思いましたのは、実は数年前に自動のビートの移植機を導入したんだと。だけれども苗をハウスで取る

人、それから取って運んでくれる人そんなにいないからとてもじゃないけれどもハウスから出す人がいないために、その高性能の移植機を諦めたというんですよね。高額で高性能な機械を導入してもですね働く人がいないために今年から直はんに切り替えたんだという話を去年伺いました。ああそんなに深刻なんだと、やっぱり重いもの持ったり上げたりする。これはどうしても人手に頼らないといけないということ、深刻だということ。それからまたイモの時期、ハーベスターの上でイモ選りする。どうしても手で必要になってきますけれども、その人はですね派遣会社に人手を頼んだそうです。派遣会社から派遣されてきた人が、こんな人もいるんだよ聞かされました。というのはですね、結構若い人が来たんです。だけれどもその人がですねハーベスターに乗っている間中、片時も片手からですねスマホを外さないという、スマホをやりながらイモ選りしていると。とってもね奥さんにあの人だったらいらんから帰しなさいと言われて帰したっていうんですよね。派遣会社から来る人は全てそういう一生懸命やってくれる人だけじゃないんだという実態をね伺いまして、これはねやっぱり人を人材を確保するというのは大変なことだと改めて思いました。そこでですねこういう記事がありまして、1月の14日にですね十勝毎日新聞、定住者増へ住宅施策ということで食事付きで若者を呼び込めということで、やっぱりですねこの町に来てくれる人、それから定年になった人が働いてアルバイトしてみようと、けれどやっぱり来た人がですね、食事の確保とか寝るところの確保、やっぱり考えて来るというんですね。そこにはピュアモルトも開放したそうですけれども、やはり朝早くから夕方までびっしり働いてさらに自分で食事をしなさいというのは、考えたら非常に大変なことなんですよ。だからそこにですね担い手の応援するというかね。農家さんもそういった場所、俺たちも協力するから何とかできないものかということも言われます。これは既にですね士幌町、陸別町、既に実施しているそうです。この4月からですね新得町でもやろうという動きがあるそうです。鹿追町でもですね基幹産業を守るためにはですねこういったですね、食事のですね保証をすることがですねやっぱり働く人たちの応援というか支援、これが必要だと。私も過去に振り返りますとですね今から50年くらい前に集団就職で就職しました。全然分からない土地に行ったわけです。千葉県の方にね。それでも会社はですねきちっとそういった人たちをどんと入れてもですね、食事と寝るところはきちんと提供してくれました。やはり今考えるとですね、企業経営者というのはそういう人をどうやって育てたり確保したりするかということ真剣に考えているんだなということを感じました。今思えばですね。だからそういうですね地域みんなの力を合わせてですね働いてくれる

人、それからこの町に興味を持っている人、そういうことをですねPRする方法がないかどうか今一度、考えていただきたいんですがいかがでしょうか。

○議長（埴淵賢治）

吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

狩野議員おっしゃることはね必要、欠くことのできない問題というふうに先ほども申し上げましたけれども、本町にもね農協が中心になって収穫時期、一時期おいでになる人のために何か泊まる場所がほしいという相談が受けております。したがって今現在は既存の施設をですね目的外という使用になりますけれども利用してもらって、そうした一時期のそういう問題を解決していこうというふうに考えております。今後ですねそういう状況がさらに進む場合、どういう方法がいいのか。1年365日の内、何十日間だけは使いますよというところにね、大きな施設を造ってですね対応することが適切なのかどうかということについてはね、そのあり方についてはやっぱり研究しなければならない問題だと思っております。都市のようにねそういう遊休施設がどんどんあるのであれば、それは結構かというふうに思いますけれども、町中にはそういうものもなかなかない。ただ私も今将来そういう施設になりうる可能性のある物、あります。そういうものをですね今後改善をして使う方法はないのか等も含めてね研究をしていきたいというふうに思っております。ですからこの雇用の問題はね、そういう時期的な季節的な労働だけに留まらず恒常的にねやっぱり今は人手がほしいということでもありますから、そういう意味では農家個々がね従業員の住宅を造ることについては本町でもそういう対応をしておりますし、賃貸マンションについても今の状況についてね数字でお話をすればいいんですけれどもかなりの量のそういう住宅も町内に今建ってきているということでもあります。これでね結構というふうには私も思っておりませんから、今後そういうことに対する対応がどうできるのかということをも十分研究をしていきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いをしたいというふうに思っております。以上です。

○議長（埴淵賢治）

再質問ありますか。狩野議員。

○8番（狩野正雄）

ぜひ、実現する方法をですね知恵を出していきたいと、いただきたいというふうに思います。次に3番目のワークショップというか、関係機関といろいろ話し合ってみたらどう

かということをご提案するわけですが、これはですね実は十数年前ぐらいになるかな。町内の労働力の確保ということで、労働力を活用するそういう労働支援システムというものを立ち上げました。労働支援システムをという形で土木とか建築はですね4月、5月、5月連休になっても仕事がない。仕事が始まるのが6月だと、その時期までですね自宅待機をさせられているんだと。だから何とか俺たちも仕事をしたいんだということで、そういった余剰の労働力をですね、何とか活用してですね町内の労働循環を図ろうということで試みを行いました。それで春の農作業を支援するというので、スタートはですねビートの種落しから始まったわけですが、非常にこううまく調整すればですね、それが循環していったんですね。これはねやったのは農業改良普及所の先生とそれからJAの人、それから農業者、それから土木会社の経営者と、それから働いている労働者、そういった人たちが一堂に会していろいろな調整をしたり知恵を出し合ったり、…まではできるんだということを確認しました。その中にはですね土木会社で働いている人も実は昨年、一昨年までは農家であった人もいたんです。畑の作業、非常にプロですから知識も豊富で、だからその人はですね畑の畝きりから肥料まきまで、ビートの移植機まで全部乗ったり、それから力仕事得意な人はですねハウスの中で一生懸命苗取りやったり、そういったですねそれぞれの能力に応じて交換しようという、うまく循環するシステムをですねやってみました。あれも数年間続いたわけですが、実はそういう人たちがですね団塊の世代です。70超えちゃって80、75になっちゃってもう10年過ぎたら年取ってくる。もう引退したということで、その間若い人につなげなかったということもあります。これもやっぱり一つの団塊の世代の問題かなとも思いますけれども、今一度ですねそういった経験をですね元にですね、そういった関係機関、普及所とか、普及所なんかは非常にいろいろな各種の情報をね持っております。そういった普及所なんかの先生がたにはですね協力していただいて、何かそういう担い手のうまい循環をですね、少しでも発展させれるかなというふうに思いますが、こういう試み、もう一度復活するという考えいかがでしょうか。

○議長（埴淵賢治）

菅原農業振興課長。

○農業振興課長（菅原義正）

はい。お答えいたしたいと思います。ちょっと声が調子悪くて申し訳ないんですけども、聞きづらいかもしれません。今のおっしゃられたお話の中で今のイモの収穫時期、それから今ビートのは種の時期というのは、派遣会社をお願いしてもなかなかそれ他の町も

含めて派遣会社の人の取り合いということで聞いております。特にイモの時期も同じということで鹿追農協さんのほうでは酪農学園大学の学生さんをお願いをしてやっていきたいというふうに進めているところでございます。今後につきましては他の大学も含めて道内外の大学にもある程度お願いをしていきながら、そういうイモの収穫時の労働力不足については対応していきたいということをお話をされているところでございます。ただ今のおっしゃられた土木作業員の方の、特に4月の今の時期のビートの関係ですか。は種から始まって植え付けまでということで過去にはそういうお話を聞いているということでありますので、今後こちらのほうで今答弁させていただきましたけれども関係機関との総合的なこういう労働不足に対する対応策についてですね、農業関係の部分ではなくてですね、建設業協会さんですとか、そういう商工会も含めてですねあらゆる産業でも今の企画のほうに来てます労働力の窓口のほうにもいろんな職種の企業から募集かかっている部分もございいますので、そういうのも含めて、特にその中で農業関係が一番厳しいということ頭に入れながらですね進めていきたいと。今、おっしゃられた労働支援についても視野に入れながらですね検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（埴渕賢治）

再質問ありますか。

○8番（狩野正雄）

終わります。

○議長（埴渕賢治）

これで狩野正雄議員の質問を終わります。次に1番、山口優子議員。

○1番（山口優子）

議長の許可をいただきましたので、通告にしたがいまして一般質問をさせていただきます。標題、コミュニティ・スクール（学校運営協議会の設置）について。要旨、鹿追町の学校教育において、平成30年度から「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」が導入されます。コミュニティ・スクールとは、学校運営や学校の課題に対し、広く保護者や地域住民が参画できる仕組みです。コミュニティ・スクールを導入することによって、どのようなメリットがあるとお考えですか。学校運営協議会の委員はどのような方々から選出しますか。委員の人数、任期は。「学校運営協議会の委員は、学校運営や教職員人事に一定の権限を持ち、学校長とともに学校運営の主体者である」とされていますが、鹿追町のコミュニティ・スクールにおいてはどの程度の役割を担っていただく予定ですか。また、

人材の確保、委員の研修についてはどのようにお考えですか。コミュニティ・スクールの実施においては、保護者・地域住民の理解が必要ですが、説明会などの予定は。また、協議された内容や、協議結果に関する情報提供はどのように行う予定でしょうか。以上、町長のお考えをお伺いします。

○議長（埴淵賢治）

答弁、吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

山口議員からはコミュニティ・スクールについてご質問をいただきましたのでお答えを申し上げます。コミュニティ・スクール（以下「学校運営協議会」という。）につきましては、ご承知のとおり地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく組織体でございます。設置については各自治体の任意義務でありますけれども、平成29年の法律改正によりまして努力義務とされたわけでありまして、したがってだんだんこう増えてきているわけでありまして、全国的には29年4月現在での設置状況は、全国の367市町村において3,600校が導入をされております。北海道については、36市町村で165校であります。十勝管内では今回本町が取り組むということでありまして、現在までは3町が導入済みということになっておりまして、平成30年度以降はですね、徐々に増えていくのではないかと。本町についてもそういう状況からですね、指針にのっとり今回この制度の導入をしようということで私のほうから教育委員会にもお話をさせていただいたところであります。詳細につきましては教育長のほうから答弁いたしますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。ありがとうございました。

○議長（埴淵賢治）

大井教育長。

○教育長（大井和行）

山口議員から数点に及び質問がありましたので順次お答えをいたします。先ほど町長からの答弁にもありましたが、学校運営協議会制度を法律に明記された背景には、少子高齢化や人口減少、グローバル化などの社会現象の変化に加え、児童虐待・貧困問題・地域社会とのつながりの希薄化など児童生徒を取り巻く環境の変化により学校が抱える課題が複雑化・困難化している現状に鑑み、学校と地域・保護者が一体となって児童生徒の成長を見守れる社会づくりが急務とされ、国の指導と相まって全国に普及している制度であります。本町におきましても、昨年来より校長会をはじめ関係機関の皆さまと協議を重ね、平

成30年度の全学校への導入に向けて規則の制定や学校管理規則の改正を行なったところでございます。さて、最初のご質問であります導入することのメリットであります。成果として考えられるのは「学校の活性化につながる」「学校から地域への情報提供が積極的になる」「地域がより学校に協力的になる」などが挙げられるかと思えます。委員の選出方法等ですが、現在考えておりますのは、保護者・学校評議員・学校の校長・教員・地域住民・関係行政機関の職員等の中から各学校長の意見を聞きながら10名以内の委員を選出し運営に当たっていただく予定であります。任期は2年と考えております。また、学校運営協議会の役割につきましては、法律にも明記されておりますが、まず、校長が作成します学校の運営方針の承認が一番の任務と考えております。具体的な承認事項は、教育課程の編成・学校経営・組織編成に関することなど細部にわたる権限を持っていただく予定であります。これは、先ほどの町長の答弁にもありましたとおり、また、議員の発言のとおり、学校との意見を通しまして保護者や地域住民が自らも学校運営に参画し、学校運営の主体者の一人として役割を果たしていただくとするものであります。もう1つは、学校を支援する応援団としての役割を担っていただくと考えております。従来、教育は学校と家庭の協働で進めるものとされておりましたが、これからの教育は学校・家庭・地域・行政の四者が子どもたちを見守っていく必要性から、本町においても学校運営協議会を一つのツールとして学校及び児童生徒を支援していきたいと考えております。具体的な取り組みについては、各学校の地域性もありますのでそれぞれの運営協議会に委ねたいと思えます。また本町は、15年間にわたりまして文部科学省の研究開発学校の指定を受け、英語学・環境学を中心とした一貫教育の課程編成により特色ある教育を実践しており、今後この一貫教育を施すにあたって密接に関係する学校運営協議会と一体的に推進することも意義が大きいと考え、さらに中学校区ごとの運営協議会の設置も考えているところでございます。運営委員の研修については、学校評議員に対する説明会を今月末に、PTA関係者に対する説明会を新年度当初に開催を考えております。また、北海道が主催する研修会への参加や専門家を招いての講演会の開催も検討していきたいと考えております。また、協議された内容等の情報提供につきましては、各学校運営協議会が発行します通信だよりや町の広報紙等を活用した情報提供に努めてまいりたいと考えておりますので議員のご理解を申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（埴淵賢治）

山口優子議員、再質問ありますか。どうぞ。

○1番（山口優子）

平成30年度、つまり来月から町内全ての学校をコミュニティ・スクールに指定をするということでございます。全員協議会などでも説明は受けました。鹿追町内の学校7校ございまして鹿追中学と瓜幕中学。それに小学校は5校。鹿追小学校・上幌内小学校・笹川小学校・瓜幕小学校・通明小学校と合計7校が7校ごとの学校運営協議会を持ち、さらに2つの中学校区ごとに学校運営協議会を持ち、そしてさらにその上に小中一貫教育運営協議会と、合計10個の新たな組織が来年度から始まるというふうにお聞きしました。各協議会10名以内ということで、7校分で10名以内ですので70人以内。それに兼務になるかと思うんですけども2つの中学校区ごとの協議会、さらにその上の協議会と、半分教職員の方に入っていただくとしても地域の方や元学校評議委員の方とかも合わせて35人から40人ぐらいはお願いすることになるかと思うんですけども、この組織作りはいつごろまでに行う予定でしょうか。

○議長（埴淵賢治）

答弁、草野学校教育課長。

○学校教育課長（草野礼行）

はい、お答えいたします。今おっしゃられました、まず小中学校の各7校の運営協議会でございますが、一番最初に大きな母体の組織、それを4月の末または5月の中旬ぐらいまでにまず一回大きな組織の組織作りをして各委員さん、今おっしゃいました最高70名ですがそこで任命をさせていただきます。その後に各小中学校の学校運営協議会を開いていただきましてその中から今想定しているのは4名から6名程度かなと思っておりますが、そこから各中学校区ごと、瓜幕中学校、鹿追中学校区ごとに選抜していただいて運営協議会を開催をさせていただきたいと思っております。各小中学校の運営協議会は、先ほど話しましたとおり4月の下旬から5月の初旬に1回目の大きな組織の委員会、協議会をやった後にですね、順次開催をさせていただく予定でございます。以上です。

○議長（埴淵賢治）

再質問ありますか。山口議員。

○1番（山口優子）

保護者の方や地域の方が入っていただくということですけども、保護者といえばPTA、地域といえば行政区というのをイメージするんですけども、ここにPTAや行政区はどのように関わってきますでしょうか。

○議長（埴淵賢治）

答弁、草野学校教育課長。

○学校教育課長（草野礼行）

P T Aの組織と今回の学校運営協議会の組織はまた違ったものでございますが、委員の選出はP T Aの方でも結構ですし、地域の方でも結構です。またあのP T Aの役員の方が委員に選抜されますと例えばP T Aのやっているような意向をですね、運営協議会に反映させたり、または学校からP T Aに対して運営協議会からですね、P T Aに対してお願いをしたりということで、お互いに補完できるような形がとれますので、P T Aの方が参加されても構わないなと思っています。以上です。

○議長（埴淵賢治）

再質問ありますか。山口議員。

○1番（山口優子）

行政区についてもお願いします。

○議長（埴淵賢治）

答弁、草野学校教育課長。

○学校教育課長（草野礼行）

委員の選考につきましてはですね、教育委員会のほうで最高10名、地域によってはそれ以下になる場合もありますが、行政区のほうも含めてですね、学校長の意見を聞きながら選考してまいりたいと思います。以上です。

○議長（埴淵賢治）

山口議員。

○1番（山口優子）

分かりました。学校運営協議会の制度の内容を少し勉強しますと、学校・家庭・地域・行政の連携、協働体制の確立ということで、なかなか言葉でいうのは簡単ですけども、実際は難しいことなんだろうなというふうな説明なんですけれども、鹿追町の場合は他の市町村と違いまして、今まで文部科学省の研究開発学校の指定を15年受けてきていますし、この一貫教育を続けてほしいという保護者や地域からの要望も平成29年度の11月のアンケートでもありましたので、教育的意義や効果を理解していただいている方が多いのかなと思います。この組織のことを説明されているとちょっと理解するのになかなか時間がかかるような気はするんですけども、実態は地域との連携とか保護者との連携とい

うのは、特に小規模校においてはもうほとんどできているような気がいたします。このコミュニティ・スクールを制度化して推進することによって、その今までの文部科学省の指定も生きてくるのかと思いますし、指定がなくなるというので地球コミュニケーション・新地球学という科目がなくなってしまうので、そのあたりを不安に思っらっしゃる地域の方、保護者の方もいらっしゃるんですけども、これは今後も生活科や総合的な時間の中で続けていくということによろしいでしょうか。

○議長（埴淵賢治）

答弁、草野学校教育課長。

○学校教育課長（草野礼行）

新年度からですね、今まで15年間やってまいりました地球コミュニケーション、それから新地球学につきましては小学1・2年生、新年度からは3・4年生以降が英語の科目が入りますが、1・2年生については教育課程の特例を設けてその制度にのっとり英語については続けていきますし、環境学、それからコミュニケーションの英語につきましても各科目、今おっしゃった総合ですとかの時間を使いながら引き続き継続してまいる予定でございます。

○議長（埴淵賢治）

再質問、山口議員。

○1番（山口優子）

課題について、その地域の理解や委員の研修というところが一番課題かなと思うんですけども、なかなかこの制度全体を特に地域の方に理解していただくというのはなかなかハードルが高いことだと思います。先ほど答弁の中でも研修ですとか講習会を行なっていくということでしたけれども、その学校運営協議会の委員に選ばれた方以外にも研修や講演会の門戸を開いて町民全体に理解していただくのが大事かなと思います。5月中旬ぐらいには組織化をされるということでしたけれども、やはり町民全体からしてみれば初めてこの言葉を聞くっていう方も多いと思いますので、この制度の浸透というか理解には丁寧に細かく研修や講演会を進めていってほしいと思います。研修を充実させることに予算や経費を確保していただきたいと思いますし、町民皆さんが将来の協議会の委員の候補としてなりうるので、委員のみの研修というのではなくて、広く教職員の方や一般の方も受けられるようにしてほしいと思いますが、その点はいかがですか。

○議長（埴淵賢治）

答弁、草野学校教育課長。

○学校教育課長（草野礼行）

先ほど教育長のほうからも答弁あったようにですね、まず今年28日の日には評議委員さんへの説明会を予定しています。それから5月8日にはPTAの方、関係者の方へのご説明を予定しています。それから議員おっしゃるように町民全体はどうかと言いますと、6月の末ぐらいには講演会、それから説明会を併せたものを行う予定ですし、昨年でいくと7月と10月にですね、委員向けの研修会、釧路で行いましたが、そちらについても今年は十勝で行う予定になっていますので、委員の研修についてもですね、そのようなところを活用しながら研修をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（埴淵賢治）

よろしいですか。再質問ありますか。山口議員。

○1番（山口優子）

地域に学校の応援団になっていただいて、それでコミュニティ・スクールの制度をきちんと回していくことがその学校運営にプラスになると思いますし、やはり15年の研究開発指定を生かしてきたということを今後も生かしていただきたいと思いますので、この制度をしっかりと町民の方に理解していただいて周知していただきたいと思います。以上です。

○議長（埴淵賢治）

答弁よろしいですね。

○1番（山口優子）

はい。

○議長（埴淵賢治）

これで山口優子議員の質問を終わります。次に10番、安藤幹夫議員。

○10番（安藤幹夫）

議長のお許しをいただきましたので質問をさせていただきます。私はグローバル社会における農業施策はとして次の質問をさせていただきます。本町の基幹産業である農業は、生命維持に不可欠な食糧等を供給するとともに、地域経済や文化、生活社会を支える極めて重要な産業であることは言うまでもありません。世界の人口増加は2005年から2016年の11年間に約8億人増加しています。この状況が続くと2050年には100億人を突破すると見込まれ、今後さらなる食糧供給が必要と予想されます。ICT（情報通

信技術) を活用した食糧生産が図られようとしています。また、国際的にはT P P (環太平洋経済連携協定) 参加や、既に締結済みのE P A (経済連携協定) ・F T A (自由貿易協定) の農畜産物全体への影響額は、E P Aで約3 9 7億から6 8 6億円、T P Pで約6 1 1億から1, 1 0 3億円、北海道においてT P P 1 1 で最大4 9 5億円減少が見込まれる。妥当性に疑問が残るものの、本町の農業主要作目である牛乳・小麦・馬鈴しょ・てん菜、そして畜産に大きな影響を与えることは否めない事実と考えます。こうした農業環境が目まぐるしく変化する中、グローバル社会を意識しつつ本町農業は耕畜連携により土づくりを基本に常に新しいシステム・技術・機械の導入等で高い生産性を実践してきていますが、さらなる盤石な本町農業を構築するため、基盤整備や合理的な農業体系の確立、予防対策などを進め、不耕作地の無い農地の活用と農地の拡充をさらに実践できるか検証しつつ、将来を見据えた農業確立のために新たな技術や情報の収集・調査研究が必要と考えます。そこで次の質問をさせていただきます。1点目、グローバルG A P (農業生産工程管理) の認証取得に向けた取り組みは。2点目、遊休農地ゼロの現状であります但拡充に向けた検証の必要性について。3点目、A I 農業 (農業情報科学) 農業の高度化を実現するための研究を関係機関とともに進める考えは。以上3点について町長のご所見を伺います。

○議長 (埴淵賢治)

ここで、暫時休憩とさせていただきます。傍聴人の皆さまがたに申し上げますけれども、再開はおよそ1 1 時5分以内といたします。

休憩 1 1 時5 5 分

再開 1 1 時0 5 分

○議長 (埴淵賢治)

休憩前に引き続き会議を再開いたします。安藤議員、再質問ありますか。元い答弁、吉田弘志町長。

○町長 (吉田弘志)

安藤議員からは「グローバル社会における農業施策は」と題しましてですね、3点にわたってご質問をいただいておりますのでお答えを申し上げます。本町農業は議員おっしゃるとおり、耕畜連携による土づくりを基本に、国営や道営による土地基盤整備事業の導入や新しい技術・機械を導入するなど積極的な取り組みが図られ、平成2 9年の農業生産額は農産で6 2億7, 5 0 0万円、酪農畜産で1 7 0億3, 4 0 0万円、合計で2 3 3億9 0 0万円となり、いずれの項目も過去最高の生産額となり、このような結果を出されまし

た農業者の皆さまをはじめ関係機関の努力に深く敬意を表するものであります。しかしながら日本の農業はグローバル化へ進んでいる状況にあります。昨年7月には日EU・EPA協定が大枠合意、12月には交渉妥結となり、さらに昨年11月にはTPP11協定が大筋合意となり、先日8日には南米チリで署名が行われたわけであります。今後各国で議会の承認などの手続きを経て、早ければ2018年中に発効されるのではないかとというふうに予想されているところであります。これらの協定によって日本の農業への影響が予想され、特に北海道農業においても大きな影響があると思われており、先ほどですね、議員の方からも数字を挙げてお話をされておりました。若干数字の点で違う面があるかと思えますけれども、TPP11協定で約290億円から470億円、また日EU・EPA協定で約200億円から300億円の影響があると試算をされております。鹿追町においても小麦や砂糖、乳製品などの影響、これは極めて大きいというふうにこれも予想されているところであります。このように予想される農業環境に対応するために、今後、国によるTPP・EPA関連の対策予算を利用しつつ、農業の効率化や利益率の向上を図り、足腰の強い農業経営をしていかななくてはならないと基本的に考えているものであります。さて1点目の「グローバルGAP（農業生産工程管理）の認証取得に向けた取り組みは」というご質問でありますけれども、近年「グローバルGAP」あるいは「JGAP」・「十勝GAP」などの言葉をよく耳にする機会が増えているところでございます。GAPについてはご承知のとおり農業において食品安全・環境保全・農業安全等の持続可能を確保するための生産工程管理のことを指しているわけであります。この取り組みを農業者や各地の産地が実践することにより、持続可能性の確保・競争力の強化・品質の向上・農業経営の改善や効率化に資するとともに、消費者からの信頼の確保が期待されているものであります。作物の生産工程の管理を行うことで、農畜産物の安心安全をアピールできることは、大変有意義なものと考えますし、これからの消費者のニーズもそれらの認証を求めてくるものだと思いますので、GAP認証の取得については本町の農業にとって必要かなというふうにも考えるものであります。また、国においてはGAP認証取得を推進していく、さらにですね、推進せよということでありまして、今後はこれらの認証にあたっての経費の支援ということもあるやに聞いているところでございます。しかし、GAP認証の取得、先ほど支援もあるようであるというお話をさせていただきましたけれども、多額の経費がかかります。またさらにですね、更新時にあつては大きな経費もかかるということでありまして、予算的にもですねやはりそういうものが伴うと。さらにはこれがGAPを継続するには毎

年ですね、その工程等々におけるチェック、これも数十項目に及ぶということでありまして、それらの内容等について行う事業者、J A、あるいは個人とかですと農業者、それらについて理解をしっかりとですね示していただかなければならないと考えております。今後、G A P 認証に関して各機関と連携をしながら研究をさせていただきまして、本町としても取り組みを進めたいというふうに考えているところであります。2点目の「遊休農地ゼロの現状ではあるが、拡充に向けた検証の必要性について」であります。先ほどの狩野議員のご質問でもお話をさせていただきましたが、現状農業の拡大傾向が見られ、農地を求める農業者は大勢いらっしゃると私も考えております。しかし、その反面ですね、ほとんど遊休農地については本町については無いのかなというふうに思っております。今後は農業委員会とも連携をして、耕作可能な未開発地、これらですね調査をしてこれらの開発についてどういうふうになるのかについて、拡大という方向でのですね、検討をしてみたいというふうに考えております。3点目の「A I 農業の高度化を実現するための研究を関係機関と共に進める考えは」についてでありますけれども、A I 農業は、匠の技と呼ばれる熟練技術や経験、勘に基づくさまざまなノウハウをいわゆる暗黙知をA I やI C T 技術などを活用して、デジタルコンテンツなどの形式知に置き換えてマニュアル化することで、技術の伝承の役立てるものであります。例えば果実の収穫において、カメラ映像や自動で糖分を計るなど、あるいは収穫適期を知らせたり、ロボットで収穫をしたり、あるいは近年ではドローンを使って作物の除草や収穫時期を見極める技術の開発も進められていると聞いております。また、本町でも実施をしているG P S を利用したトラクター等の高精度位置情報システムや搾乳ロボットの導入もA I やI C T を活用している部分では、A I 農業の導入が既に始まっているということも言えるのではないのでしょうか。A I 農業を推進することによって、農業の効率化・省力化に大きく貢献されるものでありますので、労働力不足が課題となっている現在においては有効な対策の1つとして進めなければならないと考えております。安藤議員のご質問にありますように、関係機関とともにさらにこうした問題について研究をしてみたいと考えておりますので、今後ともよろしくご指導をいただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（埴淵賢治）

再質問ありますか。安藤議員。

○10番（安藤幹夫）

1番目について再度質問といいますか、考え方を述べさせていただきたいなと思います

けれども、GAPとは簡単に日本語に訳すと、良い農業のやり方ということで、いかに効率の良い安心安全な農業を推進するかということの一つのテーマとして国が、これはまあ国際的な組織の中からスタートし、国内にも普及しつつあるという状況下にあります。今、町長のご答弁のとおりメリットもありますし、課題も当然あります。農業者個々がやろうとするとなかなか今先ほどできていますように労働力不足の中で、チェック機能とか、果たさなければならない事情というのが数々ありまして、そうするとどうしても手間がかかってしまうのと、もう1つは町長が申し上げたように、経費がかなりの経費がかかってしまうということで、なかなか農業者個別がやるということは難しいですが、先ほども出ていましたようにJAだったり、十勝型といった一つの区切りの中でできないのかというのがあるんですけれども、なかなかハードルが高くてそれが可能とされないという状況値にあるのが現状かなというふうに思います。割と学校とか専門の農業学校とか認定取りやすいというのが、授業の一環として進めているので、そのことも踏まえて取りやすい、認定を取りやすいという状況にあるんですけれども、先般の新聞の中で今年から補助事業に対する要件の1つとしてGAPを取り入れなさいと、研修の義務化ということで、認証は受けなくても良いですよと、ですけれども、その取り組んでいる状況がないと補助対象になりませんというような報道もあったわけです。その辺を踏まえて鹿追町としてどのように取り組む状況値にあるのか再度質問させていただきます。

○議長（埴淵賢治）

答弁、菅原農業振興課長。

○農業振興課長（菅原義正）

お答えいたします。今のお話の中なんです、今の環境保全型の補助金の中で、今のそういう話が今出てきております。GAPを取得するまではいかなくとも研修会、それなりの指導できる立場の資格を持った方の研修会をやりなさいよということで、それに向けて研修会を受けた後は実践をしてくださいということで、30年度から始まるように聞いております。その研修会につきましては今農協さんとも話しをさせていただいておりますので、どのように指導する方を呼べるのか、そういう資格を持っている方が道内に普及所だとかそういう関係機関の方にいらっしゃればすぐ呼べるんですけど、そういう形で道外からしかいないという、民間の人でなければだめだということになってれば経費もかかってきますので、その辺について今調査をしているところでございます。

○議長（埴淵賢治）

答弁、吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

私のほうからも少しお話させていただきますけれども、先ほど個別ではかなり難しいというお話がありましたけれども、これは私基本的には個別も取り組むしかないのではないかというふうに思うんですね。あるいは生産団体であればまた別ですけれども。要は生産管理がきちっとその生産者のほ場できちっとなっていないと受けられるものではありませんから、鹿追町でGAPの認証ということは有り得ないと私は思っております。したがって、個別にですね取り組む場合、先ほど経費だとかそういう問題等々についてもどうあるべきかについてはね今後どういう町としてのあり方、それから国のほうもお金がかかるということで支援方法も考えているということでもありますから、その辺の情報もしっかりと踏まえて取り組んでいただきたいというふうに思っております。いずれにしてもこのGAPというのはね何でそのそういう形がどんどん出てきているのか、これ森林認証だとかね、そういう問題各所にですねそういう同じようなことが出ているんですが、多くのものがある中でね、私は言ってみれば差別化を図っていくための一つの手法としてね、そういうものによって自分の生産するものがブランド化をしてより消費者に対してアピール度を高めていこうという考え方で私は発想だというふうに私は思っているわけですし、オリンピックで使う食材なんかもですね、東京で使う、その時もそういうものでなければならねばうんぬんという情報も実はあるし、海外の人はそういうほ場で作った物でなければ食さないというね、極端なそういう情報もありますので、そうなってしまった時にですね、農業全てがそういう状況下の中で生産をしなければおかしくなっていくのかね。どこかが高い認証の経費をかけて何かというね、私は疑問も若干一方では持っている。食糧というのは安心安全が絶対条件ですよ。ですからそういうものをそういう認証を取らなくたって、やっぱりしっかり認められるべきものだというふうに思っているわけでありまして、各町村がね、若干ずつそういう方向へ動いていくと大変なことになってくるのかなと、そんなことを感じておりますのでその辺もね、やっぱり十分にわれわれは取り組む前にはどうメリット・デメリットがあるのかも踏まえながら本町の農業が活力的にうまくいくように考えていかなければならないというふうに考えております。以上であります。

○議長（埴淵賢治）

再質問、安藤議員。

○10番（安藤幹夫）

当然それぞれの農場が責任を持った形の中で今、付加価値でなくてさらにその一步進んで高付加価値と言われる時代に入りつつあるということで、今まではそれぞれ製品にしても原料にしても良質の物を出すということが当然の形の中で進められてきている。それを一步ハードルを上げたという形のことになるのではないかと思うんですけども、そういったものが国際的にも認められるということで今町長がおっしゃられましたように、オリンピックにも当然活用される、その後その一方ではもう国内だけではなくて輸出も農産物も輸出も進んできているという状況の中で、特に小売業者等にアンケート調査をした結果、やっぱり町長が言われましたように安心安全が第一の取引条件ということと、その中に新たにアンケート調査ベスト10の中の1つにGAPという言葉が入ってきているのが現状です。そういったことを踏まえた中での農業政策をこれから調査・研究して進めていっていただきたいということが私の願いですし、かかる経費については先ほど町長のお話にもありましたように、農業者個々では大変ですのでグループを作ったり、生産組合を作って活動するという方法も1つありますし、鹿追町においては元々あります生産履歴の実施という形の中で当然肥料なり農薬が使われている状況というのが完全に把握されているわけですから、そういったものにプラスアルファということで可能な状況が揃うのかなということを考えていますので、ぜひともそれは先ほど申し上げましたように関係機関とさらなる調査・研究をお願いしたいと思います。答弁はよろしいです。

○議長（埴淵賢治）

再質問、安藤議員。

○10番（安藤幹夫）

次、2点目について質問させていただきます。これは非常にハードルが高いことだと十分承知して質問させていただくんですけども、先ほどのご答弁の中でも未耕作地なりまた過去に同僚議員が質問していますが、碎石跡地が規制緩和によって放置をされていると。元々は規制があって必ず農地に戻しなさいという条件があったんですけども、それも放置されている状況値。当然農業委員会も行政も把握はされていると思います。さらにこれは本当にハードルの高い質問で私も今すぐどうということはなかなか言いにくいんですけども、本町において保安林、いわゆる保安林、それから防風保安林と言われるものがあります。これの大きな目的としては、農地を風と水から守るという大きな目的があって国が規制をしている中での進め方をされているという状況値にあります。本町において

も南北で約3万8,200メートル、東西において1万7,000メートル、全体で約5万5,000、約55キロに及んで東西南北に設置をされているんですけど、その長さというよりも幅はいろいろまちまちで、60メートルから広い所になりますと180メートルの幅で設置をされているという状況の中で、本来どれだけの幅を確保することが適正なのか、それはその時の被害状況等、防災等の被害状況等を見越した上での設置ということでありましてけれども、ある程度統一ができないものなのか、また、そのためにどのようなことを推し進めなければならないのか、まずお尋ねをしたいと思います。

○議長（埴淵賢治）

菅原農業振興課長。

○農業振興課長（菅原義正）

お答えいたします。防風保安林はご承知のとおり守られるものについて風等々から守るものということで本町でいけば農地、それから建物ということになるかと思えます。こちらについて今、安藤議員さんがお話がありましたように、町内では約4割、防風、800ヘクタールの町有林の中で約500ヘクタールが保安林という形がございます。そのうち400ヘクタールが防風保安林ということで今管理をしているところでございます。あと、今ご質問ありました保安林の、防風保安林の幅の関係でございます。おっしゃるとおり60メートル、90メートル、それから広い所になりますと若干ですけれども180メートルあるところもございます。こちらについては基準があるわけではございません。広くなればなるほど守る範囲が広がるということでございますので、特に基準という形ではございませんけれども、最低切る場合の専用の要件がございます。防風、風を守るということでございますので、例えば40メートルの幅であれば20メートルは残して半分は切って良いよと、残りの20メートルは最低残しておきなさい。新しく植えた20メートルの部分がある程度風が防げるような高さになったら残りの20メートルも良いですよということで、特に基準は無いんですけれども、最低20メートルは残しなさいという要件もございますのでそういうことを考えますと40メートルあれば一応いいこととなりますけれども、なかなか今の規制の中ではですね、必要があってそういう林帯で当然こちらから申請をした部分で国が認めたということでございますので、その部分について科学的な根拠、それから切ってもいいという根拠だとか、そういうのも含めまして話をしていかなければならないのかなというふうに考えているところでございます。

○議長（埴淵賢治）

再質問、安藤議員。

○10番（安藤幹夫）

おっしゃられるとお守るべきものはきちっと守らなければいけないんですけども、そういった隣接、かなり保安林については農地に隣接している部分についてはかなり高いわけで、今最低限40メートルというお話もございましたけれども、広ければ広いほど保安林の管理においても今までの当然行政負担もあるわけで、一方で管理をするための経費も十分かかってきているわけです。その中で今課長からもお話ありましてお守り根拠となるものが当然利用目的の明確にならないと国は簡単に認可しないのは当然ですけども、構造改革特別区域法という平成14年に制定、15年から施行されているんですけど、その中に保安林解除にかかる用地の除外の特例ということで、これ特区の承認ということになると思うんですけども、そういった方法も一つの鹿追町の施策として進めるか進めないかということの課題にもなるかと思うんですけども、そういったことの考えの中で一歩進めてできるのかできないのか、私もかなり難しいと認識はしているんですけど、その辺についてもう一度お尋ねしたいと思います。

○議長（埴渕賢治）

吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

非常に歴史の長いね、過程の中でこの保安林の役割というのが何ていうのかな、開かずの何というか、これはだめだと諦めるぐらい守られてきたものです。そういうことでありますけれども先ほど課長のほうからお話あったとお守りですね、若干ずつ認識が変わってきているのかなというふうに思っております、最低守るべきものと。極端な話、どんな災害に遭っても知りませんよと、あなたのところで切ったのではないかとそういうことでも良ければどうぞみたいな話を下手したらされるわけですね。このへんもやはり町として残すべき場所だとかそういうものも認識をしながら、今のようですね新しい私は時代に合った保安林のあり方というものについて検討してみる必要があるなというふうに思っております。ですから農地がね非常に少ない状況の中で農地として適正なものが別な代替をするものがあればそれはこうだというようなね、例えば防風林であれば防風ネットを付けるのとどう違うのかということになると防風ネットでもあるいは良いかもしれない。それらのことでそういう課題を今後ですね、われわれも研究をしてこれは町独自ではできませんから、もう1つはやっぱり国レベルのそういう政策としてね、保安林の場所の見直しというか、

そういうものも含めて考えてみるべきではないのかなというふうに思っておりますので、時間をいただきたいとこのように思っております。以上であります。

○議長（埴淵賢治）

再質問ありますか。安藤議員。

○10番（安藤幹夫）

十分理解はできるところでございます。あと、もう一方では原野等未耕作地の調査も進めながら先ほど来も出ておりますけれども、本町も拡大指向で1万1,500ヘクタールですか、これが全く変わっていない状況値であると、過去の昭和40年度の畑総時代でいわゆる造成かいは事業、造成した面積というのが約1,000ヘクタール程度、個別ではやっぱりなかなか拡大そんなにできるものではないと。今回の農地再編にしても本当にごくごく一部の造成地しかないわけでごさいます、なかなか拡大するということは厳しい状況であるということは当然認識もしていますし、一方で拡大指向で何とかせい、何とかせいという声が圧倒的に多いという中で、やっぱり行政がここまで努力はしたよと、でもそれ以上はやっぱりなかなか難しいということで、やっぱり最終的にはその拡大の中身の先般も方策懇話会の中でも飼料畑として800ヘクタールから1,000ヘクタールが不足していますよという農協からの提示がございましたけれども、これもやっぱり自己責任の中でやっぱり進めていくという最低の上限は行政はここまでだと、あとは自己責任だよということも1つ視野に入れながら進めていただければということで、2番目の質問は終わらせていただきます。3番目の質問も移ってよろしいですか。先ほど来ロボットなりAIこれ当然グローバル社会に対応した農業というのがますます進んでくるし、今の若い世代の方々は当然それを視野に入れながら研修、技術取得を進めているという状況の中で、先ほどから出されておりましたけれども、搾乳ロボットだったり、GPSを機能した今は無人のトラクターも今年から出てくるという状況値にあるようですし、本町においても今年導入ということで公表していいのか、無人の収穫機が導入される予定になっています。先ほど来出されておりましたけれども労働力不足、人の取り合いをいつまでたってもやっついては解決策にはつながっていかない状況値と、もう1つは先ほど来出ておりましたドローンを使った農作業によって農薬の節減、それから労働力の節減といった方法もありますし、一方酪農の分野では牛の分娩、昨年お聞きしますと約7,800頭近くが1万1,000頭のうちの7,800近くが分娩をしているんですけれども、その中で約1割近くが分娩時の事故があるということで、それを補うためのICTを使った機能的なものも今もう既

にできています。それはスマートフォンを使ったり、タブレットを使ったりという通信を利用しながら遠く自宅と牛舎がだんだん規模が大きくなってきてどんどん遠くなってきている状況の中で付いていられる状況値ではなくなっている中でそういったものの利用もしながら管理ができるということも既にもう実証されてきています。それで当然そこに関わるIT企業だったり通信会社だったり、それから農機具会社だったりということで、いろんな関わりが出てくると、一方で必ずそっちのものはなかなか公開されないという現状があるわけでそういったことも踏まえながらぜひとも今後対応のできる鹿追町の農業の確立ができればさらに生産も上がっていくのではないかとこのように考えていますので、これはお願いとして終わらせていただきますけれども、ぜひとも町長のご答弁のように各関係機関連携をとって、まさに情報の周知ということも進めていただくようお願いを申し上げて質問を終わります。ご答弁はよろしいです。ありがとうございます。

○議長（埴淵賢治）

答弁よろしいですか。

○10番（安藤幹夫）

はい。

○議長（埴淵賢治）

これで安藤幹夫議員の質問を終わります。次に進めさせていただきます。3番、畑久雄議員。

○3番（畑久雄）

議長の許可を得ましたので、次のとおり通告にしたがって一般質問をさせていただきます。標題、道の駅しかおいの拡充について。要旨、オープンして15年経過、現在70名の方々によりさまざまな商品が提供されております。最近の売り上げ状況は右肩下がり。最盛期の2割減、28年の台風災害、また、ホテル福原さんの休館も重なり、周囲町村の充実した道の駅等の影響もありますが、それでも役員は報酬も取らず多少の純利益を計上しております。本来から言えば正常な経営体質とはいえません。町の顔として、それにふさわしい店づくりを願うものであります。農業・観光・教育の3大目標に前進する町にとり、道の駅しかおいを太いパイプにし、来町者の増加につなげる必要があると考えます。以下3点についてお伺いいたします。1. 観光案内・店舗・トイレ・ふるさと納税受付・観光関連等を一体化するお考えは。2. 町民ホール・日勝記念美術館・役場庁舎・国保病院等、立派な建物がありますが、周囲から見てちょっと寂しい雰囲気であり、手狭な感が

否めません。3. わが町には特色ある飲食店が数あり、それらを生かす工夫が必要と考えますが、考えをお伺いいたします。

○議長（埴淵賢治）

答弁、吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

畑議員からは「道の駅しかおいの拡充について」ということで、3点に及んでご質問をいただいておりますので順次お答えをさせていただきます。まず1点目の「観光案内、店舗、トイレ、ふるさと納税受付、観光関連等を一体化する考えは」、2つ目の「町民ホール、神田日勝記念美術館、役場庁舎、国保病院等、立派な建物があるけれども、直売所は周囲から見てちょっと寂しい雰囲気であり、手狭な感じが否めない」とについて関連がありますので、2つ合わせてまずお答えをさせていただきます。ご承知のとおり道の駅は、平成5年に建設省により制度化されたものでございまして、車社会の発達に伴い、道路情報とトイレ、休憩のスペース、そして地域情報の発信機能を有したものを条件としての全国に認定をして広がってきているものであります。その後、北海道は開発局が許認可事業としての国と地方自治体の財政出資のもと、基本的には各市町村10キロごとに駐車場、トイレ、休憩所兼物販所を有した場所を道の駅として許可登録をはじめ、現在では全国で1,134カ所、北海道だけでは、121が登録をされているところであります。登録に際しては、先ほど申し上げましたけれども駐車場並びに進入路の整備に対しての国の支援がありますけれども、建物については自治体負担であります。本町登録にあつては多額の予算を投入する事は財政上当時困難であったことから、議会や商工会とも検討の結果、平成15年、すでに条件の多くが満たされている町民ホールやトイレ、駐車場の一角を道の駅として認可を受けたものであります。その後、農畜産物、地元特産物の直売所建設の声が上がりました。当初はテント村でもいいのではないかというような発想もあつたわけがありますけれども、せめて雨風をしのげる施設との声もあつてですね、1,000万円の予算を持って、半分はいわゆる支庁長の、当時の支庁長のポケットマネー、これを受けて町の真水では500万円と極めて少ない予算の中でですね質素な施設として、平成16年4月にオープンをしたところであります。同施設は、平成20年、通年営業ということもあつてさらに1,100万円をもってですね断熱等々手当てもし若干の拡充もしてきたところでありまして、ご案内のように現在は情報発信とふるさと納税も関連付けてのですね施設として現在に至っているところであります。ご質問の趣旨は、施設周辺の環境変化、

近年における近隣市町村、道内外における道の駅施設の増加傾向にあり、さらに建物の豪華さをですね競っているようなそういう状況に今なってきておりまして、これらと比較すると本町の施設は極めてお粗末と、そろそろ検討してはということだろうかというふうには思っております。直売所の新たな建設のご意見については、私としてはですねこの問題についてはそろそろそういう時期にも入っているというふうには思っております。今後検討委員会等の立ち上げをしてですねやっていきたいというふうに考えております。その場合、当然ご指摘の飲食店機能の導入についてもですね検討する必要があるのかなというふうに考えておりますけれども、私はやはりこれまでですね町の中にある点在する飲食店等々に対してもね十分配慮しなければ、道栄えて町寂れるというところが実際にあります。ですからその辺も十分考えた上でなければこれらについてもなかなか難しいところもあるのかなと、そういう考えで今までは現在のような建物でね、ほとんど本格的な飲食物の提供はしていただかないということでの入店をしていただいておりますので、この辺の変更については今後ですねしっかりと考えていく必要があるのかなと、ただそれがですね、一堂に同じ屋根の下、あるいは廉売のような形で商売ができるようなそういうやり方もいろいろあると思いますけれども、この3点目の問題についてもですね合わせて今後立ち上がるであろう検討委員会の中で十分考えていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げて答弁に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（埴淵賢治）

再質問ありますか。畑議員。

○3番（畑久雄）

本当に15年経ちますとさまざまな問題が起きてきております。来客数もまた売り上げも非常に右肩下がりの状況でありまして、しかしこれは8年前に比べると現在は2割減なんですね。本当に大変な時期になってきたと思います。できればこの8年前の太い線をもっと町の奥まで、そして活性化のためにも生かすべきと考えるものであります。ましてや飲食店のみならず町の市街地が1件減り2件減りとシャッター通りになりかねない状況にあります。そんなことから非常に心配するものであり、何とか70名の会員で作っております商品、相当な商品数ですけれども100%それぞれが出しているわけではなく、何とか場所が取れるところに所狭しと置いている現状であります。そんなところで役員さん方、知恵を振り絞ってやっているわけで何とかそういった意味でも拡充が必要ではないのかと、ただ拡充だけで採算が合うものではないだろうということだと思います。ですから仮称ですけ

れども、観光センターというような名前でも何とか観光関連を一堂に集めての利用者が利用しやすい観光センター、そういったものにぜひお考えいただきたいなというふうに思います。非常にあそこを通過している車の皆さんにちょっと聞いてみますと、通過して道の駅があったというだけで行ってしまいうんですね。何かやっぱり他の町では素晴らしい建物ですけれども、決して素晴らしい建物でなくてもいいの。私は道の駅らしい、鹿追らしいものであっていいんですけれども、どうもその小さいこと、それから木造であることなどからそういう感じがするのかなあと思うんです。トイレと道の駅しかおいとが離れていたり、またふるさと納税の受け付けが離れていたり、あるいはジオパークのことを聞くにしても向こうまで走っていかないとならんとか、いずれにしても利用者にとってあまり利便性のいいものではないと考えます。そういった点でぜひともこの観光センター、仮称でございますけれども前進できるようなそんなお考えを持っていただきたい、そう願うものでありましてその辺のご答弁をお願いします。

○議長（埴淵賢治）

答弁、吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

観光センター、そういうお考えもあると思いますからね、私はそういう広い遠慮なくご意見を伺って計画を作るべきというふうに思っていますのでこれからもですねご指導いただければというふうに思っております。以上であります。

○3番（畑久雄）

ぜひそういうことを期待しておりますのでよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（埴淵賢治）

これで畑久雄議員の質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会します。

散会 11時56分

平成30年第1回鹿追町議会定例会会議録

1 議事日程第 3号

日時 平成30年 3月 22日(木曜日) 午前10時00分 開 議

場所 鹿追町議会議場

- 日程 1 議案第 4号 鹿追町交流センターみないる条例の制定について
〔産業厚生常任委員長報告〕
- 日程 2 議案第 5号 鹿追町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営
に関する基準等を定める条例の制定について
〔産業厚生常任委員長報告〕
- 日程 3 議案第 6号 鹿追町小規模企業振興基本条例の制定について
〔産業厚生常任委員長報告〕
- 日程 4 議案第 24号 平成30年度鹿追町 一般会計予算について
- 日程 5 議案第 25号 平成30年度鹿追町鹿追町国民健康保険特別会計予
算について
- 日程 6 議案第 26号 平成30年度鹿追町国民健康保険病院事業会計予算
について
- 日程 7 議案第 27号 平成30年度鹿追町簡易水道特別会計予算について
- 日程 8 議案第 28号 平成30年度鹿追町下水道特別会計予算について
- 日程 9 議案第 29号 平成30年度鹿追町介護保険特別会計予算について
- 日程10 議案第 30号 平成30年度鹿追町後期高齢者医療特別会計予算に
ついて
〔平成30年度鹿追町各会計予算審査特別委員長報告〕
- 日程11 議案第 34号 鹿追町営牧場基金条例の制定について
- 日程12 議案第 35号 鹿追町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並
びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効
果的な支援の方法等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 日程13 議案第 36号 鹿追町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備
及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正す

る条例の制定について

日程14 議案第 37号 鹿追町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程15 議案第 38号 鹿追町公園条例の一部を改正する条例の制定について

日程16 議案第 39号 平成29年度鹿追町一般会計補正予算（第12号）について

日程17 同意第 1号 鹿追町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程18 委員会閉会中の継続調査申し出について

追加日程1 議案第34号 鹿追町営牧場基金条例の制定について

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員（11名）

1番 山口 優子議員	2番 武藤 敦則議員	3番 畑 久雄議員
4番 台蔵 征一議員	5番 加納 茂議員	6番 上嶋 和志議員
7番 川染 洋議員	8番 狩野 正雄議員	9番 吉田 稔議員
10番 安藤 幹夫議員	11番 埴渕 賢治議員	

4 欠席議員（なし）

5 本会議に説明のため出席したもの

町 長	吉田 弘志
農業委員会会長	菊池 輝夫
教育委員会教育長	大井 和行
代表監査委員	野村 英雄

6 町長の委任を受けて説明のため出席したもの

副町長	松本新吾
総務課長	喜井知己
企画財政課長	渡辺雅人
町民課長	島かおる
農業振興課長	菅原義正
建設水道課長	櫻庭力
商工観光課長	
兼ジオパーク推進室長	黒井敦志
福祉課長	佐々木康人
瓜幕支所長	津田祐治
病院事務長	菊池光浩
子育てスマイル課長	松井裕二
消防署長	内海卓実
会計管理者	葛西浩二
総務課総務係長	武者正人
企画財政課長補佐兼財政係長	佐藤裕之

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席したもの

学校教育課長	草野礼行
社会教育課長	浅野悦伸

8 農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席したもの

事務局長	檜山敏行
------	------

9 議会事務局職員出席者

事務局長	坂井克巳
書記	高瀬俊一

平成30年 3月 22日（木曜日）午前10時00分 開議

○議長（埴淵賢治）

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

日程1 議案第4号 鹿追町交流センターみないる条例の制定について

○議長（埴淵賢治）

日程1、議案第4号、鹿追町交流センターみないる条例の制定についてを議題とします。本案については、3月7日の本会議において産業厚生常任委員会に付託され、審査を終え、報告書が提出されております。産業厚生常任委員長の報告を求めます。台蔵征一委員長。

○4番（台蔵征一）

委員会審査報告書、本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。審査日、平成30年3月8日、審査結果、事件の番号、議案第4号、件名、鹿追町交流センターみないる条例の制定について、審査の結果、原案可決であります。よろしくお願ひします。

○議長（埴淵賢治）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第4号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひします。

挙手10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程2 議案第5号 鹿追町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

○議長（埴淵賢治）

日程2、議案第5号、鹿追町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等

を定める条例の制定についてを議題とします。本案については、3月7日の本会議において産業厚生常任委員会に付託され、審査を終え、報告書が提出されております。産業厚生常任委員長の報告を求めます。台蔵征一委員長。

○4番（台蔵征一）

委員会審査報告書、本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。審査日、平成30年3月8日、審査の結果、事件の番号、議案第5号、件名、鹿追町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、審査の結果、原案可決であります。よろしくお願ひいたします。

○議長（埴淵賢治）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第5号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

挙手10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程3 議案第6号 鹿追町小規模企業振興基本条例の制定について

○議長（埴淵賢治）

日程3、議案第6号、鹿追町小規模企業振興基本条例の制定についてを議題とします。本案について3月7日の本会議において産業厚生常任委員会に付託され、審査を終え、報告書が提出されております。産業厚生常任委員長の報告を求めます。台蔵征一委員長。

○4番（台蔵征一）

委員会審査報告書、本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。審査日、平成30年3月8日、審査の結

果、事件の番号、議案第6号、件名、鹿追町小規模企業振興基本条例の制定について、審査の結果、原案可決であります。よろしくお願いいたします。

○議長（埴淵賢治）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第6号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程 4	議案第24号	平成30年度鹿追町一般会計予算について
日程 5	議案第25号	平成30年度鹿追町国民健康保険特別会計予算について
日程 6	議案第26号	平成30年度鹿追町国民健康保険病院事業会計予算について
日程 7	議案第27号	平成30年度鹿追町簡易水道特別会計予算について
日程 8	議案第28号	平成30年度鹿追町下水道特別会計予算について
日程 9	議案第29号	平成30年度鹿追町介護保険特別会計予算について
日程10	議案第30号	平成30年度鹿追町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（埴淵賢治）

日程4、議案第24号、平成30年度鹿追町一般会計予算について、日程5、議案第25号、平成30年度鹿追町国民健康保険特別会計予算について、日程6、議案第26号、平成30年度鹿追町国民健康保険病院事業会計予算について、日程7、議案第27号、平成30年度鹿追町簡易水道特別会計予算について、日程8、議案第28号、平成30年度

鹿追町下水道特別会計予算について、日程 9、議案第 29 号、平成 30 年度鹿追町介護保険特別会計予算について、日程 10、議案第 30 号、平成 30 年度鹿追町後期高齢者医療特別会計予算について、以上 7 件、関連がありますので一括議題といたします。以上の件については、3 月 7 日の本会議において、平成 30 年度鹿追町各会計予算審査特別委員会に付託され審査を終え、報告書が提出されております。平成 30 年度鹿追町各会計予算審査特別委員長の報告を求めます。安藤幹夫委員長。

○10 番（安藤幹夫）

平成 30 年度鹿追町各会計予算審査特別委員会審査報告書、本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第 77 条の規定により報告します。事件の番号、議案第 24 号、平成 30 年度鹿追町一般会計予算について、審査の結果、原案可決。議案第 25 号、件名、平成 30 年度鹿追町国民健康保険特別会計予算について、審査の結果、原案可決。議案第 26 号、平成 30 年度鹿追町国民健康保険病院事業会計予算について、審査の結果、原案可決。議案第 27 号、件名、平成 30 年度鹿追町簡易水道特別会計予算について、審査の結果、原案可決。議案第 28 号、平成 30 年度鹿追町下水道特別会計予算について、審査の結果、原案可決。議案第 29 号、平成 30 年度鹿追町介護保険特別会計予算について、審査の結果、原案可決。議案第 30 号、平成 30 年度鹿追町後期高齢者医療特別会計予算について、審査の結果、原案可決。よろしくご審議の上議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

お諮りします。本案は平成 30 年度各会計予算審査特別委員会で慎重に審査されたものでありますので委員長に対する質疑と討論は省略し、各議件ごとに採決をいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認め、各議件ごとの質疑と討論を省略し、直ちに採決を行います。これより議案第 24 号、平成 30 年度鹿追町一般会計予算についてを採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第25号、平成30年度鹿追町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第26号、平成30年度鹿追町国民健康保険病院事業会計予算についてを採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第27号、平成30年度鹿追町簡易水道特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第28号、平成30年度鹿追町下水道特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第29号、平成30年度鹿追町介護保険特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第30号、平成30年度鹿追町後期高齢者医療特別会計予算についてを採

決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

日程 1 1 議案第 3 4 号 鹿追町営牧場基金条例の制定について

○議長（埴淵賢治）

日程 1 1、議案第 3 4 号、鹿追町営牧場基金条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 3 4 号は、鹿追町営牧場基金条例の制定についてであります。はじめに提案理由を申し上げます。鹿追町営牧場の運営安定を図るため本条例の制定を提案申し上げるものであります。提案内容をご説明いたします。「鹿追町営牧場基金条例を次のとおり制定する。」といたしまして、条例は本文が 5 条、附則、1 項により構成されており、第 1 条は設置であり、第 2 条は積立て、第 3 条は処分、第 4 条は準用、第 5 条は委任についてそれぞれ規定をしております。次に附則は、施行期日の規定であり「この条例は、公布の日から施行する。」とするものであります。以上、鹿追町営牧場基金条例の制定についてをご説明申し上げます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は新規条例の制定であるため、産業厚生常任委員会に付託して審査をしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。よって本案は、産業厚生常任委員会に付託して審査をすることに決定しました。ここで暫時休憩といたします。

休憩 1 0 時 2 0 分

再開 10時47分

○議長（埴淵賢治）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程 1 2 議案第 3 5 号 鹿追町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程 1 3 議案第 3 6 号 鹿追町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程 1 4 議案第 3 7 号 鹿追町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（埴淵賢治）

日程 1 2、議案第 3 5 号、鹿追町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程 1 3、議案第 3 6 号、鹿追町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、日程 1 4、議案第 3 7 号、鹿追町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、以上 3 件については関連がありますので一括して提案説明と質疑、討論を行い、議件ごとに採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 3 5 号から議案第 3 7 号まで、関連がありますので一括して説明させていただきます

ます。はじめに提案理由を申し上げます。地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が公布され、指定介護予防支援等の人員及び運営並びに指定介護予防支援等にかかる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等の一部を改正する省令が、平成30年4月1日から施行され、共生型地域密着型サービス介護医療院が創設され、併せて3年に一度の基準の見直しが行われましたことから関係する条例の一部を改正しようとするものであります。

はじめに議案第35号は、鹿追町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。提案内容をご説明いたします。「鹿追町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部を次のように改正する。」といたしまして、第3条は、条文の整理と障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定特定相談支援事業者を加えるものであります。第6条は、条文の整理と新たに第3項を加えるものであります。4ページ、第8条、第12条、19条、第20条、第24条、第29条、第30条はそれぞれ条文の整理となるものであります。第32条は、条文の整理と新たに第21号の2、第14号の2、第13号、第28号を加えるものであります。6ページ、第34条は、条文の整理となるものであります。次に附則は、施行期日の規定であり「この条例は、平成30年4月1日から施行する。」とするものであります。

次に議案第36号、提案内容をご説明いたします。「鹿追町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。」といたしまして、目次中、第5節を第6節として新たに第5節としまして共生型地域密着型サービスに関する基準を加え、第6節の第9章の複合サービスを、看護小規模多機能型居宅介護に改めるものであります。第1条は、条文の整理となるものであります。第2条は、新たに第6号を加えるものであります。8ページ、第8条は、条文の整理と第5項、第12号としまして、介護医療院を加えるものであります。第10条から10ページ、第72条までは、それぞれ条文の整理となるものであります。第75条は、第2項を加えるものであります。第77条から第81条は、それぞれ条文の整理となるものであります。第83条の3は、条文の整理と利用者数の上限を9人から18人に改めるものであります。第5節、共生型地域密着型サービスに関する基準を加え、第80条の2、共生型地域密着型通所介護の基準、第80条の3、準用の規定を加えるものであります。12ページ、第85

条は、介護医療院を加えるものであります。第87条は、第4項を加えるものです。第89条は、条文の整理となるものであります。第106条は、条文の整理と第6項におきまして介護職員と看護師等の従事できる施設を整理するものであります。14ページ、第107条、第108条は、それぞれ条文の整理となるものであります。第109条は、条文の整理と登録定員の上限を25人から29人に改め、表を加えるものであります。第111条から16ページ、第137条までは、それぞれ条文の整理となるものであります。第141条は、第7項第1号から第3号を加えるものであります。第142条から17ページ、第155条までは、それぞれ条文の整理となるものであります。第159条については、削除となるものであります。第162条は、第6項第1号から第3号を加えるものであります。第172条は、第2項第9号を削除するものであります。第173条は、条文の整理となるものであります。第175条は、条文の整理と併せまして、第8項第4号、第17項をそれぞれ加えるものであります。第176条、第177条は、それぞれ条文の整理となります。第181条は、第6項第1号から第3号を加えるものであります。第189条の2、緊急時の対応を、第189条の次に加えるものであります。第191条は、条文の整理となるものです。第192条は、新たに第6号を加えるものであります。第206条は、第8項第1号から第3号を加えるものであります。第210条は、新たに第7号を加えるものであります。20ページ、第9章、複合サービスを看護小規模多機能型居宅介護に改め、第214条は、条文の整理となるものであります。第215条は、条文の整理と併せまして、第8項、第9項、第10項、第13項を加えるものであります。23ページ、第216条は、新たに第2項を加えるものであります。第217条、第218条は、それぞれ条文の整理となるものであります。第219条は、条文の整理と第2項第2号を加えるものであります。24ページ、第220条から第226条までは、それぞれ条文の整理となるものであります。26ページ、附則第2項は、条文の整理と第4項から第6項を加えるものでございます。次に附則は、施行期日の規定であり「この条例は、平成30年4月1日から施行する。」とするものであります。

次に議案第37号、提案内容をご説明いたします。「鹿追町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。」といたしまして、第6条は、条文の整理となるものであります。第7条は、介護医療院を加えるとともに条文の整理となるものであります。第9条は、条文の整理と新たに第4項を

加えるものであります。第10条は条文の整理となるものであります。第11条は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における1日当たりの利用定員を新たに定めるものであります。第39号は、新たに第4号を加えるものであります。第46条は、条文の整理と第6項に指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における各施設の従業者の従事の基準を加えるものであります。第47条は、条文の整理と介護医療院を加えるものであります。第48条は、介護医療院を加えるものであります。第49条は、条文の整理と第2項第1号の登録定員及び利用定員を改めるものであります。第50条、第54条は、それぞれ条文の整理となるものであります。第62条は、介護医療院を加えるものであります。第65条、第67条、第69条、第72条、第73条については、それぞれ条文の整理となるものであります。第74条、第75条はそれぞれ介護医療院を加えるものであります。第76条は条文の整理となるものであります。第80条は、第3項第1号から第3号までを加えるものであります。第85条は、介護医療院を加えるものであります。第88条は、条文の整理となるものであります。次に附則は、施行期日の規定であり、「この条例は、平成30年4月1日から施行する。」とするものであります。

以上、議案第35号から第37号までを一括して説明させていただきました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第35号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします、本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第36号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします、本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第37号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします、本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程 15 議案第38号 鹿追町公園条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（埴淵賢治）

日程15、議案第38号、鹿追町公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第38号は、鹿追町公園条例の一部を改正する条例の制定についてであります。はじめに提案理由を申し上げます。これまで整備を進めてまいりました美蔓貯水池周辺整備がおおむね完成し供用を開始しますことから関係する条例の一部を改正するものであります。提案内容をご説明いたします。「鹿追町公園条例の一部を次のように改正する。」といたしまして、別表第1は、条例第2条に規定します公園の名称等であり、公園の名称が、鹿追展望の丘公園、位置は、鹿追町上幌内1線北3番地7外、主たる施設の名称は、緑地広場、パークゴルフ場、築山、他であります。次に附則は、施行期日の規定であり「この条例は、公布の日から施行する。」とするものであります。以上、鹿追町公園条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第38号を採決します。
この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程16 議案第39号 平成29年度鹿追町一般会計補正予算（第12号）
について

○議長（埴淵賢治）

日程16、議案第39号、平成29年度鹿追町一般会計補正予算（第12号）についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

日程16、議案第39号は、平成29年度一般会計補正予算（第12号）となるものです。「平成29年度鹿追町一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。」といたしまして、第1条は、歳入歳出予算の補正であり歳入歳出にそれぞれ1,916万円を追加しまして、総額を71億5,747万5千円とするものであります。第2条は、繰越明許費であります。補正予算の内容につきまして、歳出、43ページよりご説明いたします。土木費、道路橋りょう費、道路維持費で除雪関係経費といたしまして、需用費合計で140万円、委託料で1,596万円、使用料で180万円のそれぞれ追加となります。次に歳入、前ページ、款項目、地方交付税の地方交付税で1,916万円の追加であります。次に第2表の繰越明許費につきまして、39ページにてご説明いたします。総務費、総務管理費の定住促進住宅奨励事業で7戸、賃貸住宅で1軒分といたしまして、合計682万円の繰越、農林費、農業費の道営土地改良事業で鹿追美蔓地区外4地区合計で6,546万1千円の繰越、土木費、都市計画費の（仮称）美蔓貯水池焼肉ハウス実施設計で210万6千円の繰越、教育費、保健体育費の鹿追運動公園スキー場ロッジ実施設計で186万9千円の繰越であります。繰越明許の総額は7,625万6千円で、財源内訳は国道支出金が543万円、地方債が2,150万円、その他財源が578万円、一般財源が4,354万6千円となるものであります。以上、一般会計補正予算（第12号）につい

てご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第39号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程17 同意第1号 鹿追町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（埴淵賢治）

日程17、同意第1号、鹿追町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。資料配付のため暫時休憩といたします。

〔暫時休憩〕

○議長（埴淵賢治）

休憩前に引き続き会議を再開します。ここで提案者の説明を求めます。吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

同意第1号でありますけれども、鹿追町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。次の者を鹿追町固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。住所は、鹿追町上然別西9線13番地14、上村政浩、昭和36年3月1日生まれの者であります。提案の理由につきましては、主に今現在、評価委員をしていただいておりますけれども、30年3月29日で任期が満了となります。当人についてはこの履歴書でご案内のとおりでありますけれども、引き続き今後3年間、30年3月30日から平成33年3月29日までお願

いをしたいということで、議会の同意を求めるものであります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

お諮りします。本案は人事案件でありますので質疑、討論を省略し、ただちに採決したいと思っております。ご異議ありませんか

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。これから、同意第1号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。本案は原案のとおり同意することに決定しました。

日程18

委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（埴淵賢治）

日程18、委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。総務文教常任委員長、産業厚生常任委員長、広報広聴常任委員長、議会運営委員長、基地対策特別委員長からお手元に配布のとおり会議規則第75条の規定により閉会中の継続調査申し出がありました。

お諮りします。ただ今の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここでお諮りします。本日の本会議において議案第34号、鹿追町営牧場基金条例の制定について、産業厚生常任委員会に付託され、審査を終え報告書が提出されました。これを日程に追加し、追加日程1として議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。議案第34号を日程に加え追加し、追加日程1として議題とすることに決定をいたしました。資料配付のため暫時休憩といたします。

〔暫時休憩〕

○議長（埴淵賢治）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

追加日程1 議案第34号 鹿追町営牧場基金条例の制定について

○議長（埴淵賢治）

追加日程1、議案第34号、鹿追町営牧場基金条例の制定についてを議題とします。産業厚生常任委員長の報告を求めます。台蔵征一委員長。

○4番（台蔵征一）

委員会審査報告書、本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。審査日、平成30年3月22日、審査の結果、議案第34号、件名、鹿追町営牧場基金条例の制定について、審査の結果、原案可決であります。よろしく願いいたします。

○議長（埴淵賢治）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、議案第34号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。ここで松本副町長から発言を求められておりますのでこれを許します。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

貴重なお時間をお借りしまして、この3月末をもちまして定年退職します課長職員をご紹介をさせていただきます。島かおる町民課長、津田祐治瓜幕支所長、以上2人です。どうもありがとうございました。

○議長（埴淵賢治）

ここで町長から発言を求められておりますのでこれを許します。吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

平成30年第1回の定例議会終了にあたりましてお礼を申し上げたいと思います。3月7日から本日まで16日間にわたって定例議会が実施をされたわけでありまして。一般質問、そして多くの条例改正、さらには平成30年の一般会計ほか6特別会計の予算等々の審議、短い期間でありましたけれども、皆さまがたの温かいご意思を持って短期間に予算等についてはあげていただきましたことについて心から感謝を申し上げる次第であります。予算審査委員会を通していただきましたさまざまなご意見、これらについてはその終了の際にもお話をさせていただきましたけれども、限られた予算の中での今年度の編成でありましたけれども、今、継続をしている各種事業のさらなる仕上げに向かっての非常に大事な予算等々であります。今、継続中の事業、バイオガスの関係あるいは環境省のモデル事業の着手、またこども園の建設あるいは健康センターの完成によって新たな事業、そしてジオパーク等々も二回目の認定をいただいたということでありまして、教育関係におきましては、小中高一貫教育、これは開発研究指定の国からの支援については一応終了するわけでありまして、町としてはこれらについてこれまで以上に一層、一貫教育の推進を図っていくという決意での予算等々の編成であります。言ってみれば極めて重要な一年になるかというふうに考えておりますけれども、どうか皆さまがたの温かいご指導をさらにお願いを申し上げて終了にあたってのごあいさつに代えさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。付け加えますけれども今回、長い間ですね町の職員として重要なポストを担っていただいた津田支所長、島町民課長等においては、津田課長においてはですね建設課の嘱託職員としてお手伝いをいただく。それから島課長については、商工会の事務局長へ請われてそのほうにこれからがんばるということになっておりますので、これまでの皆さまがたのご厚情に対して私の立場からも感謝を申し上げ今後ともですねそれぞれの方に対する高いご指導ご鞭撻、よろしくお願いをしてお紹介に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（埴淵賢治）

これより島かおる町民課長退職者によって退任のごあいさつをいただきます。

○町民課長（島かおる）

貴重な時間をお借りして、一言ごあいさつを申し上げます。行政説明の説明者としてこの場に立って早5年ということで、十分な説明ができず、ちょっととんちんかんな答弁もあったかと思いますが、5年間議会の皆さまに支えられて何とか説明責任を果たせたのかなというふうに思っています。この先は商工会のほうでまたお世話になりますけれども、今まで以上にですねご指導を賜ればというふうに思っております。最後になりますが、皆さまのご健康、そして鹿追町議会のますますのご発展、そして皆さまのご家族のご健康をご祈念申し上げ、大変簡単ではございますが退職に先立ちましてごあいさつとさせていただきます。大変お世話になりました。ありがとうございました。

○議長（埴淵賢治）

次に津田祐治瓜幕支所長から退任のごあいさつをいただきます。

○瓜幕支所長（津田祐治）

議会の貴重な時間をお借りしまして定年退職にあたりまして一言お礼を言わせていただきたいと思えます。私は平成4年10月から25年6カ月、そしてこの席には平成22年より8年間立たせていただきましたけれども、いつも満足な答弁ができず本当に自分でもやきもきしておりました。町理事者をはじめ皆さんの深いご理解をいただきまして、やっとここまで到達したような気がいたしております。本当にありがとうございました。今後は先ほどの町長のお話もありましたが嘱託職員として町でお世話になることになりましたし、また一般町民といたしまして本当に微力ではございますけれども町のために尽くしていきたいと思えますのでよろしく願いいたします。最後になりましたが今後鹿追町議会が、埴淵議長さんを先頭に益々発展されることを期待申し上げると同時に議員の皆さまの今後の活躍とご健康をご祈念申し上げお礼の言葉とさせていただきます。本当に長い間ありがとうございました。

○議長（埴淵賢治）

これで会議を閉じます。平成30年第1回鹿追町議会定例会を閉会します。

閉会 11時25分